

平成29年12月11日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
9番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

16番	大 原 功	3番	加 藤 克 之
-----	-------	----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹	総 務 部 次 長 兼 収 納 課 長	鈴 木 浩 二
民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘	民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齢 課 長	半 田 安 利
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	水 谷 みどり
監 査 委 員 長 事 務 局 長	羽 飼 和 彦	庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行
秘 書 企 画 課 長	佐 藤 雅 人	危 機 管 理 課 長	伊 藤 淳 人
税 務 課 長	佐 藤 智 雄	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
環 境 課 長 兼 十 四 山 支 所 長	柴 田 寿 文	福 祉 課 長	山 下 正 巳

児童課長	大木弘己	総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村瀬修
商工観光課長	大河内博	土木課長	伊藤仁史
下水道課長	小笠原己喜雄	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	安井文雄
図書館長	山田淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	石田裕幸	書記	土方康寛
--------	------	----	------

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、大原功議員と加藤克之議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

本日の質問者であります三宮議員、高橋議員及び朝日議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付してありますのでよろしくお願いいたします。

まず三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の三宮でございます。

私は、海部南部水道企業団の過大な利益の一部を使って、十数年にわたって愛知県で一番高い家庭用水道料金として統計資料で公表され続けております状態を一日も早く解消すること、現在策定が進められております水道事業の新10カ年計画については、利用者でもあり主権者でもあります市民の声や各市村の声を反映すること、また会計制度が通常の自治体会計制度と違う方法をとっていることで、一般市民や行政にかかわっている人々にはわかりづらい仕組みがあることから、民間の企業会計の専門家の協力もお願いして、議会や市民にわかりやすい計画とされるため、弥富市長として積極的な役割を果たしていただくために質問をいたします。

まず初めに、過大な利益を加入者に還元することについて伺います。

私が久方ぶりに水道企業団にかかわらせていただきましたのは、平成20年の市議選の後でございました。入札制度などの改善で、愛知県で一番高い水道料金の引き下げをという皆さんの声に押されて活動してきましたが、まず驚いたのは、バブル崩壊の後、平成10年前後から当時の弥富町や現在の環境事務組合などは、当時の政府の方針ともなっておりました税収の後退もあり、バブルで膨らんだ公共事業単価を設計の見直しで10%、入札制度の改善で10%、合わせて20%以上引き下げ、合理的なものに改めるということが、水道企業団の場合は、国の方針になっている水道管の方針として改められました水道管の道路に埋める深さが、

これまでの1メートル以上から70センチメートル以上に改正されましたので、それには対応しておりましたが、多額の費用を伴う配水場の電気・機械設備の更新事業などは、予算はメーカーの希望価格、入札は予定価格の99%、水道管についても、年度によっては7件もが予定価格と落札額が同額という母体の当時の町村や、他の一部事務組合で行われている努力がほとんどされておりました。

企業団の運営についても、既に愛西市と飛島村と弥富市の3自治体の共同の事業になっておりましたが、市長・村長とも企業長のときは、平成20年度の当時は、企業長のときは執行者となりますが、そうでないときは一議員と同じ扱いであり、国や他の市町のバブル以後の事態の打開の努力が10年おくれた状態でございました。

20年度に作成されました21年から30年度までの企業団の事業と財政計画でも、後半は赤字になる、いずれは値上げをと言わなければならないものでござりました。入札制度の改善や事業費の見直しと、市・村長は、法の定めにありますように、ふさわしい役割と責任が果たせるようにということで、他の事務組合が平成10年ごろに既にやっておりましたが、企業長でないときは副企業長をして企業団運営に責任を持つことが確立され、21年度に服部市長が企業長に就任された後の佐屋配水場の電気・機械設備更新事業では、その前に行われていた、弥富市で、同報無線事業の実施なども参考にされたと思いますが、市場価格に沿った事業費の見直しが行われたことと、入札も競争入札ができるような工夫がされたと思いますが、20年度末に予定していた事業費のほぼ半額の3億数千万円で発注することができました。

水道管工事も、ほぼ予定価格から10%前後安い入札が行われるようになり、利用者からの当時水道料金の値下げを求める請願に対して、企業長も議会も同意をして値下げ問題の検討委員会が設けられ、協議が始まったときに、最大の利用者であります中部電力飛島火力が、発電所が施設の全面更新を行うため5年間水道の利用を中断するとの連絡が入り、値下げをしてもすぐに赤字になって値上げをするということでは困るから、様子を見ようという声が多数となって値上げは中止されました。

その一方で、この間の企業団運営の改善によりまして、中電の休止がないもとでも、この10年間で、通常、南部水道企業団が公表しております利益は10年間で1億5,000万円としておりましたが、28年度の決算と企業団が示している30年度までの見込みでは、企業団が従来純利益として公表しているものの額が、この10年間で7億円の純利益が予定されております。それも、中電からの料金収入がこの間、約2億円ほど減少し、また県と水道企業団や自治体との契約で、こうした大口の利用者が利用をやめても、翌々年度から3年間の間はそれを前提とした県との、実際にはほとんど使わないものでありますが、基本料金を下げることができないというペナルティー措置がありますが、これによって1億円ほど余分に南部水道企業団は皆さんの水道料金から負担をしております。

海部南部水道企業団としては、恐らく平成に入って以来、一番もともとの想定と違った大きい変化があったわけでありますから、大変な状態だったと思っておりますが、この間に、20年度末に36億円ありました長期借入金の起債を、当初の予定では新たに12億円の借入れをするということでありましたが、改善などによりまして借入金を4億円に縮小したこととあわせまして、36億円の残額と4億円を足すと40億円になるわけでありますが、24億円余りを30年度までに返済することになり、30年度末は残額が15億円を幾らか超える程度となります。

そうした状況の中で、こうしたことができるのは、多額の利益が発生したからできるわけでありますので、そうした利益の一部を生かして水道料金を引き下げてほしいというような要望をしましてまいりましたが、南部水道企業団が、さきの企業団3月議会終了後に示された当面の計画では、今後、大型事業が入り、借入れもしていくということを考えると、とても値下げできる状況ではないということが表明をされております。

しかし、この平成21年から30年度まででいうと、海部南部水道企業団としては一番苦労した時期であります。その時期でも借入金の返済と利息は、今お配りした表の一番下から3段目の赤いところを見ていただくと借金の長期借入金として入れてありますが、返したのは24億円、そして利息は、営業関係収入の下にありますが、10億円返して、合計で34億円を使っております。その前の11年から20年につきましては、借金を返したのは、その欄の右下の18億円と、利息が19億円で37億円。最初の10年は、多額の借金をしたこともありまして、返済額は9億円でしたが、利息は23億円で33億円も負担をしておりますが、今の状態で仮に今後40年までに10億円の新たに起債を起こしても、返す予定の借金は10億円であり、残高は平成30年度末に比べて10億円減り、支払い利息は大幅に借入金が減っておると利息が下がっておると合わせまして、40年度までの10億円に比べても大幅に下がって3億円程度となり、元金と合わせて18億円ですから、こういう状況のもとで南部水道企業団の運営というのは非常に幅が出てきておるわけであります。

したがって、仮に10億借入れたって、今よりもそういう面の負担は大幅に下がるわけですので、何でもこんなふうには、今言った年間7億円ぐらいの利益なのかということについては、市長の答弁の後でまた議論をさせていただきますが、現実にこういうことができるのは過大な利益があるからできるわけですので、ぜひそういうことを十分考慮に入れて、きちんと現状に合った事業計画、財政計画を目指すことを通じて、私は一日も早く市民に還元、加入者に還元をする、こういう立場で問題の解決に当たっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

三宮議員に御答弁を申し上げていきたいというふうに思っておりますけれども、御質問の

趣旨が非常に多岐にわたっておりますので、そういった形の中で、現在、私といたしましては、水道企業団の企業長、そして弥富の市長という形の立場ではございますけれども、ここには副企業長並びに企業団の事務局も存在しておりませんので、どこまで御答弁させていただくことができるのか、またその質問に対して、私はこの場において結論を出すことができないということを御理解いただきたいというふうに思っております。

まず、料金問題につきまして、今、三宮議員からるる御説明がございましたけれども、過去のいきさつにつきましては、そのとおりでございまして、もう一度ここで私も現状の水道企業団の水道料金における位置づけというようなことについて、今まで正・副企業長等と確認していることを御答弁申し上げていきたいというふうに思っております。

企業団の料金問題につきましては、去る平成22年2月から平成23年3月、約1年余りをかけまして、水道料金等の検討委員会においてさまざまな観点から慎重審議をいただき、平成23年3月30日付で答申をいただいたところでございます。

その答申内容につきましては、平成25年度以降の一部大口需要者、これは中部電力の西名古屋火力発電所の施設更新に伴う給水収益の大幅な減少によりまして、財政の悪化が見込まれることなどを踏まえ、現行料金を一年でも長く継続することができるよう努力されたいと、その旨の御意見でございました。

その後、中電西名古屋火力発電所の施設更新が本年度で終了し、来年度は本格的な稼働に移ってまいります。そうした形の中で、企業長として、あるいは市長として、今後の中電の給水収益を十分注視していかなきゃならないという立場にございます。

また、三宮議員御指摘の水道料金の水準でございますが、これは御指摘のように愛知県下においては割高となっておりますけれども、これは議員も御承知のごとく、それにはそれなりの要因があるわけでございます。1つは、地域の安全性を最優先に考えていかなきゃならないということで、この地域では地盤沈下対策ということが過去から行われてきたわけでございます。いわゆる地下水をくみ上げて、それを水源にすることがなかなかできないという形の中で、現在では県水から水を買って、県水100%の受水という形でございます。

2つ目の大きな問題は、企業団の給水区域が愛西市、そして弥富市、そして飛島村という形の中で非常に広域にわたっております。水道管の施設だけでも869キロ実はあるわけでございまして、そのような維持管理経費というものが莫大になってきておるわけでございます。

こうしたことで、企業団といたしましては、このライフラインの機能をしっかりと、その安全性を確保していかなきゃならない。あるいは災害に強い水道施設の構築のためにも、経営の健全化、あるいは安定化ということが不可欠でございます。なお一層の業務の効率と改善を加えて経費の削減に努めながら、現行料金を一年でも長く維持することができるように、継続することができるように、正・副企業長という形の中では、これは今、基本的な立場で

ございます。こういったことを確認しているところでございます。そのことにつきましては、議会のほうの正・副議長とも今後はしっかりと協議をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、三宮議員御指摘の、業績を好転させたのは、中電の休止による収益の低下などを乗り越えて、市民や議会での指摘や要請に企業団が、当局が、その答えを実現したものであると思うがという御質問でございますけれども、確かに平成26年の収支差益は、平成26年が572万の収益でございましたが、平成27年度は2億7,600万、そして平成28年度は2億8,300万、そして29年度の予測といたしましては2億8,000万ほどを予定しているわけでございます。このことにつきましては、平成26年のいわゆる企業会計の改正によるものでございまして、それは、具体的に申し上げますと、長期の前受け金の戻し入れ、これは現金性のないものでございます。例えば補助金であるとか、あるいは負担金であるとか、工事分担金等をいうわけでございますけれども、そういうものを含んでおるわけでございますので、このような利益の差益になっておるわけでございます。現金性を有する額といたしましては、平成27年度の決算におきましては4,900万円、そして28年は5,800万円、そして29年度予測は1,200万円の収支の差益でございます。このことにつきましても、十分御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、冒頭に申し上げられました入札制度の改善につきましては、この10年間はしっかりと、企業長としても大変大きな課題という形の中においても、取り組んできたことでございます。その1つは、一般競争入札の範囲を拡大しておるということでございます。それから、指名競争入札における指名業者数の拡大、あるいは予定価格及び最低制限価格の事前公表、あるいは電子入札制度の施行という形について入札制度を改善してまいりました。こういったことが、ある意味では利益に貢献してきたことだろうというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、利益等におきましては、この次の段階で御質問もあろうかと思っておりますので、その都度御答弁申し上げていきたいというふうに思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） じゃあそこで一緒に議論をしたほうが早いので、私もそちらのほうに入っていきますが、海部南部水道企業団の利益をどう見るかということは、企業団当局や、少なくとも議員の皆さんと私との間では随分見解の相違がございます。市長も企業長としての立場で、私や他の議員の皆さんに共通の理解ができるよう、議会の中でも努力をしてほしいということをおっしゃっていただいておりますし、多分、議長もそうしていきたいという意向を持っておるので、それは今後進んでいくと思いますが、問題は、こういう公営企業の利益をどう見るかということで、私は企業団も、残念ですが、市長を含めてあれです

が、そんなに純利益はないという見方ですね。今、市長がおっしゃられたように、繰り延べ収益があって、毎年2億数千万が繰り入れされてくるから形の上では大きいけれども、これはもう既に設備になっておいて、現金性がないから資本金に積み上げていだけだと、こういうことをおっしゃるわけで、ない袖はやっぱり振れないんだと。

ところが、今お配りした図を見ていただくといいんですが、施設の更新ということでいきますと、一番下の21年から30年度のところで説明させていただきますが、これは市町村の財政と根本的に違うのは、公営企業、これは一般の民間企業も同じであります、この水道料金の中には10年間で215億円、水道料金以外の営業外収入も多少入っておりますが、その中で62億円、28.8%が実際の経費として帳面には載りますが、現金はそっくり残ると。したがって、これが設備更新に使われるということで、この62億円は、平成21年から30年度までの建設改良費と、それから借金を24億円返したうちの72.4%に当たるわけですね。これはだから利益じゃなくて、企業が事業をしていくときには当然設備の更新の費用の相当部分は回収できる仕組みになっており、そして多くはその差額については借り入れを行って、そしてそれは要するに減価償却費として戻ってくるもの、そしてそれは経費として法人税はかからない仕組みになっておるもので、それで補填ができていくという仕組みが1つであります。だから、この時点で建設改良費と借金の利息は料金で払いますが、元金についてはこちらで払うという仕組みになっておりますので、その72.4%は皆さんが納めた水道料金の中で賄われると。

さらに、その減価償却費の隣に、ちょっと読みにくいんですが、加入者と工事の分担金とあって、これはアパートが1棟できれば1部屋について9万円だとか、当然民家もそういうことになりますが、最低でも加入者分担金という形で入ってきます。

そしてもう一つは、水道のないところへ工事を引っ張ったり、あるいは団地が新たにできたときなんかは、その公道部分は全部業者がつくって、住民がお金を出して買って、企業団に寄贈されるというのが10億円分の、あるいは現金だったら施設として手に入るようになっております。公費負担が5億円あったり、消費税の調整金、一般会計では還付金としておりますが、3億円ほどあったり、したがって4億円借り入れるだけで賄えたんですよ。

したがって、国が、今市長がおっしゃられた、長期前受け金を収入にして戻し入れをなさいと言っておるのは、これを利益とせずにやってきたことはまずかったから、そういう形で入れると。ところが、現実には毎年現金でたくさんの利益が、そういう収入が入ってくる、あるいは施設がふえたやつは、企業団の幹部職員に言わせると、それは施設がふえただけで、利益ではありませんと、現金はありませんという説明をされるんです。ところが、民間企業をやっておる人に聞いたら、みんな笑いますよね、そんなことやっておったら。その施設があることで、減価償却費という形で要するに営業利益に伴う税金を払うことは免除されて、

しかもそれがきちんと内部留保で残っていったって、また新たに更新するために使える。だから、今市長がおっしゃられた施設の更新のための費用のかなりの部分は、水道料金の中から直接移行する仕組みになっているんですよね。だから、そのことが何か、どうも企業団の幹部自身がちゃんと理解をしていないことが間違った理解を広めているというふうに見えるを得ません。そういう利益があるからこそ、さっきも申し上げましたが、平成元年から10年の間には28億円借入れを新たに起こしましたが、元金を9億円返して23億円の支払い利息を払うことができた。

それから、11年から20年度につきましては14億円新たに借入れを起こしましたが、18億円返して、利息は19億円の支払いをして、あわせて元金の払いと利息で37億円も負担をして回ってくる。このときから後、どんどんまた施設が更新されていますので、増強されていますので、減価償却費は今より少ないんですが、それでも22.4%は、これだけ多額の、113億円の投資をし、建設改良費と、それから借金の返済でそれを負担したわけでありましたが、その43.4%の半分近くは水道料金の中から直接移行してくる仕組みになっておるんです。その上に今言った加入者分担金だとか、消費税の調整金だとか、公費だとかというのは、これを基本的に利益として今繰り入れるというんですが、発生年度に、民間の企業ではこれは税金を払う対象になりますので、全部発生年度に会計に入れて処理をしていくと。

今、海部南部水道は、従来の国の対応が、そういうものは資本剰余金で起こしておけばいいと、利益計算から外していいということをおっしゃったもので、全部棚上げして資本剰余金としてきたものを、平成26年度の改正によりまして、この平成11年から20年の最後に、26年ですから、21年から30年のところの右下のほうに書いてありますが、とうとう減価償却分が来ておるもので、実際に使わずに残してきたお金は、それ以前の平成20年度末には資本金は34億円だったんですが、85億円に、資本金のほうへ減価償却から来たものは送り込んで、そしてなおかつその前の資本剰余金94億円、これは20年までのところですね、あったものを、残ったもの、まだ減価償却中のものについては残して、繰り延べ収益ということで、これは内部留保なんです、51億円まだ内部留保があつて、この分を、さっき市長がおっしゃられたような形で毎年減価償却から来る分を繰り戻していくということなんですよね。

だけど、現実にはこれがあるから借金も返せるし、利息も払えるし、更新もできる。それから、もう一つの大きい財源は、減価償却費という企業会計の中で、市町村の会計の中には絶対ない仕組みがあることでできるわけで、今おっしゃったような大きい事業があるからできないというようなことは、今までこういう大きい事業をやってきたやつが全部賄ってきた最大の理由は、そういう仕組みがあるからなんです。

したがって、私の見解は一般の民間企業と同じで、とにかく、借金は別ですが、それ以外の右側にある加入者分担金から公費までの分は全部利益、これはもう国もこのたび認めて、

利益として計上するけれども、前からのいろんな積み上げがあるもんで長期繰入金でというんですが、このところをきちんと計画的な財政運営、事業運営にしていくというか、大原議員なんか時々議会の控室なんかでお話しされるんですが、必要なお金をちゃんと借り入れて使うということは企業にとってはもう本当に生命線だと、そしてまたそれを返していけるだけのそういう土台というのがちゃんとあって、だから、この今の右側のほうにあります21年から30年度まででいきますと、10億円の加入者分担金だとか、消費税の調整金だとか公費部分、ここを純利益にきちんと見て事業・財政計画を立てていくということは、なかなか海部南部水道企業団は今できない状態になっていると思いますが、その辺については市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

平成26年度の企業会計の見直しの考え方の基本的な問題で、私どもと三宮議員の見解が大きく違うというふうに理解をするところでございます。

もう一度確認しますけれども、26年度の改正制度の見直しというのは、固定資産、償却資産の取得であるとか、建設改良に充てるために交付された補助金・負担金、あるいは交付を受けた金額を長期前受け金として負債の部の繰り延べ収益に計上した上で、減価償却に応じて順次収益化することになったということでございます。

そうした形のものにおいて、補助金だとか負担金は、その年度の収入として計上すべきであると、そしてまた純利益として計上すべきであるという民間企業のように会計処理した場合に、そういう純利益が計上される。だから、水道の料金等に反映することができるのではないかという御質問だと思いますけれども、前にもお話ししましたように、このことは水道議会でも確認をさせていただいておりますけれども、長期前受金の収益化、いわゆる戻し入れによって利益が増加しましたけれども、長期前受金の戻し入れは、現金性のない収益、次の段階において投資的な経費として使っていくということでございますので、この利益剰余分という形の中においては、海部南部水道企業団事業の設置等に関する条例が定めてあります。それは、第8条第4項に基づいて、長期前受金の相当額を自己資本金に組み入れることを記述して規制しておるわけでございます。これは毎年2億円ぐらいのことがありまして、現在では80億を超えるような状態になっておるわけでございますが、増加する傾向にはありませんけれども、よほどのことがないと、いわゆるこの資本金というのは取り崩すことができない、取り崩すべきではないというふうに安定した財源でございます。

そうしたことを仮にしようとするならば、条例の改正が必要になってくるということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 私もよその会計も見させていただきましたが、こんな形で、ここのやつは利益じゃないということで、がんじがらめにしているのは極めて珍しいです。隣の愛西市営水道は、海部南部水道企業団が国の補助金なんかもいただいて石綿管更新事業をやった時期ですね。非常に多額の費用がかかる時期ですが、その時期に、旧佐織町で後の継続費も合わせまして10億円ほどの出資金をしまして、だから借金も少ないですよ、非常に金利の高いときにやってきたとか、そういうことをやっておりますし、既に全国の、私が平成20年に質問したときに、もう3分の2以上の企業団が加入者分担金なんかは営業収益のほうに入れて水道料金を含めた調整に使うとかということをやっておるといふことの報告があつて、全国がそうなおるのなら、そういうふうにしたらどうだという話をしたら、いや愛知県ではまだ少数派ですから、よそに倣いますという答弁だったんですが。

問題は、市長が今おっしゃられたけど、実際にこの今入れたお金、要するに公的な補助金も、加入者分担金も、工事分担金もそうですが、既にその時点で設備になったり、あるいは借金を返すために使われているんですよ、全部。そのことによって、またその施設から減価償却費という施設の更新に充てる費用が発生する。民間の企業の場合は、それは税金の対象から外される。ただし、民間企業の場合は、今度はその償却資産に対しては償却資産税をまた1.4%払っているわけですね。海部南部水道企業団の場合は、28年度末の未償却財産は154億ありますので、多少誤差は出ますが、1.4%払うと2億円ですよ。民間の企業だと、そういう形で減価償却費として経費からは外されますが、施設を更新すれば、そういう負担がまた発生するというので、実際に、しかも市長がおっしゃられたように、単に棚上げになっておるんじゃないで、現実には借金を返したり施設のために使っているわけですから、これを棚上げしておいて、これは現金性がないから資本金に積み上げる、それ以外に使いませんという措置というのは、私は企業団経営としても実態と結構かけ離れて説明にならないと思います。

一回、本当に企業団財政の会計がわかる人、例えばうちの片岡監査委員は、前の監査委員、私と一緒にやっておりました佐藤会計士に聞きましたら、企業会計については私よりも数倍も詳しいから、一遍、弥富市の監査委員さんにも聞いてもらったらどうだというふうに言っておるんですが、ちょっと今の企業団の理解、それから実際にやっておることというのは、現金がそうやって動いて、それが企業団の資本形成にもなり、それからそのことによって収入もまた補填されておりますので、国は前のやつを戻すにはそうするしかないと言っておりますが、実際には、私は、民間の企業がやっておるように、基本的に現年度会計にするか、そういうものという理解の上で事業計画を立てていくか、いずれかにしないと、今みたいなことでやっておると、結局、大変だ大変だと言っておるんですが、どんどんお金は余っていく。

そして、さっき言ったように、この30年間で実際に支払った支払い利息や返還したお金なんていうのは膨大なものですよ。それがやっぱり発生時を中心にして考えて事業計画や財政計画を立てていくというやり方に改めたほうが、どれほど私は生産的かわからないと思いますが、その辺についてはどういう御見解でしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） もうこれは何回も繰り返しになるわけでございますけれども、26年度の会計基準の見直しということにつきましては、当期の純利益が増加しました。確かに増加しました。そうした形の中で、その純利益から、先ほど言うております長期前受金の戻し入れ、いわゆる現金性のない収益、補助金であるとか負担金、そういうものの相当額を差し引いた総額は、私どもの、これは28年度の会計まででは29億1,200万というような金額になっておるわけでございます、そしてまた財政計画に基づく平成30年度の純利益を加えた額においても34億4,000万ほどという形になっておりますので、これは先ほども言いましたように、こういう財源をもとに、大規模な更新事業であるとか、経年管の解消であるとか、企業債の償還金、あるいは資本的支出の財源として使用しておるわけでございます。それが一つの流れ、資金のフローとして御理解をいただきたいというふうに思っております。

そのままその純利益が、そういった形の中で企業団にとどまるものならば、これはいろんな形の中で、その支出に対して、我々はその一つの方法として、水道料金の改正等についても当てはめていくことはできるだろうというふうには思いますけれども、さっきも言いましたように、次の投資的な支出に対して、それを循環させていくということにおいて、御理解をいただきたいというふうに思っております。

そういった意味では、現行料金を少しでも長く維持し、利益を計上することで、大規模更新、あるいはさまざまな水道企業の企業団運営の財源を確保していく必要があるだろうということが、現在の正・副企業長、あるいは企業団の幹部との確認をしているところでございます。このことにつきましては、正・副議長、あるいは議員の皆様にも年明けの状況において御説明を申し上げていきたいというふうに思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今はそうやって棚上げしたから、それを戻すということで、そういう措置がとられていて、私はこれが使えるという言い方はしていません。

問題は、最初から説明しているように、例えば平成元年から10年までの10年間につきましては、本当に何も無いような状態のもとで庁舎を建設したわけでありますから、その前にも借りておりますが、今のお金の借り方は30年償還で、最初の5年間は利息だけ返すというやり方をとっておりますので、これ以前にもかなり借金をしておりますが、実際に借金を返したのは、この平成元年から10年は9億円でしたが、利息はそのかわり、そういうものも含め

て、あるいはこの年度に28億円を新たに借り入れたことでもありますので、あるいは利息が高かったということもあまして、利息の支払いが23億円、そして元金の返済が9億円で32億円、11年から20年につきましては、借り入れが14億で返済が18億、利息が19億で、返済と利息を合わせると37億、それから21年から30年は、いろんなことによって借金を新たに借り入れることも減ったり、収益も上がったということもありましたから、1億5,000万しかもともとの当初の計画では利益が見込まれんと言っておったのが、中電のそういうことがあっても、大体7億円ぐらいの、水道企業団の見解でも、利息が見込めるという状況になってきたことと、もう一つは、24億円借金を返して、10億円の利息を返して、そういう分野で34億使って、結果として、さっき申し上げましたように、じゃあ次の10年間はどうだといったら、10億を仮に借りたとしても、年度末の残高は当初15億円あるものは10億円になると。利息の支払いは3億円程度で済むということを考えたら、この幅は今後の南部水道企業団の活動に利用できるわけですよ。だから、発生主義でやるというのが私は企業会計の大原則だと思いますし、現実には、使えないんじゃないくて、そうやって使われて生かされてきておるんですが、これを使えないこととして考えるか、実際には現実にそうやって使っておるものというふうに考えるかの大きな違いでありまして、その差は、この21年から30年と、それから31年から40年では、仮に21年から30年の半分としても10億円と24億で34億ですから、17億ぐらいですか、そういう今までのいろんな努力によって含み益があるということを理解していただきたいということと、やっぱりこういう問題については本当に民間の企業会計の専門家の方にきちんと聞いて対応していただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

次は、いよいよ現在、新水道ビジョンというんですか、新しい新事業計画が策定中ではありますが、やっぱり私は今申し上げたようなことがきちんと企業団執行部や、市長や、多くの皆さんに理解された上で新計画がつけられるということが、非常に今後の企業団運営を左右する鍵になってくると思いますので、今、市長はもう値下げできるような余力はないというふうに繰り返されましたので、この1番の質問については行わずに、2番目の、民間企業会計の専門家も含めた現状分析を行い、行政や企業団、あるいはまた私たちは私たちが、企業団の議会の中でこういう問題についてどう考えるかという議論をさせていただきますが、そういうことを一度本当にこの計画を立てていく上でやっていただきたいし、同時に、今市長がおっしゃられたように、いろんな条件もあって高い水道料金になっておりますが、この中で現実には今言ったようなことができているわけですから、それがどういうことかということは、やっぱり私は一般市民の皆さんも含めてこの計画策定の中で意見が出せるような、あるいは公営企業の専門家、あるいは事業を行っている人たちの見解も聞けるような機会をぜひ持ちながら進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

平成16年に厚生労働省の公表した水道ビジョンに基づいて、企業団においても平成21年に新しい水道ビジョンというものを作成し、現在では32年度までの計画でこれを運用しておるところでございます。

企業団では平成28年度、29年度の2年間で新水道ビジョンを策定しており、28年度におきましては、水道施設の機能診断調査、あるいは水道使用者のアンケート調査などを実施したところでございます。

また、29年度以降につきましては、これらをもとに将来を見据えた新水道ビジョンを策定中でございます。新水道ビジョンは、企業団運営に必要な不可欠な将来計画でありますので、事業の実施に当たっては、しっかりと当局、そして関係市町村、あるいは議会に諮らせていただきまして、考えていきたいというふうに思っております。

議員のおっしゃる民間企業の会計の専門家を導入してはどうかということにつきましては、これは一度持ち帰り、また企業団として、正・副企業長として御相談申し上げていきたいというふうには思っておりますけれども、当面におきましては、企業団当局、あるいは関係市町村、あるいは住民、議会を含む共通の理解を促進ながらやっていかなきゃならない大変大きな問題でありますので、まずは企業団当局、そして正・副企業長、議会の共通の理解のもとに、これを進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 幸いなことに弥富市の監査委員さんは、かなりそういう点では、佐藤会計士さんが、前の監査委員さんが、私らとは問題にならんぐらいそういうことには造詣のある人だからというお話を伺っておりますので、ぜひ一度市長も直接お話を聞いていただいて、今の現状について、この資産、相当の経費ですよ。だから、通常ですと民間企業だと税金を払わなきゃいかんから相当利益を上げなければやってけんことが、公営企業で住民の福祉に貢献するということで税金負担を免除されているわけでございますので、ただ、やっぱり相当の資金、それから市長もさっき申し上げられたように、愛知県で一番高いというふうに、もう十何年ずっと続いておることでございますので、そこを解決していくという上でも、どういうことがうちのこの中でできるかというのは、やっぱり企業会計の専門の人に見ていただく、意見を聞くというのはいいことでございますので、私も聞くつもりですが、ぜひそういう努力をしていただく中で、この問題はやっぱりきちんと解明していただきたいということを強く要請して、次の質問に移ります。

今、配付させていただきました表で見させていただきましたように、この企業団の中で、平成元年から10年までの間は、その前に六、七億直前に借りておりますので、35億を超えるよう

なお金を借りて、庁舎や、それからそれに続く石綿管更新事業を10年間でやって、しかもそれは利息が一番高い段階。さらに水道料金が、地下水、地盤沈下対策のためにということでくみ上げを中止したことで、全県平均で県水道の受水料というのは三十何円ですが、その倍を超えるような負担を南部水道はしておることもまた、大体この料金関係収入、営業外費用もありますので、水道料金だけはありませんが、そうした全収入の35%を地盤沈下対策のために負担をするということは相当なやっぱりハンディであります。その中で、そうした借入れをわずか20年かそこらで全部返してしまうと。

そして将来的にいうと、今言ったように次の10年間に当たっては、ことしでいうとそういう負担が、30年度までの10年間でいうと、持続の支払いと元金の支払いで34億円、その前は37億円、その前は32億円というような負担がされてきておりますが、次は恐らく18億ぐらいになるはずなんですね。そうすると、その差というのは物すごく大きいですよ。そういうことからいうと、もともと40年、50年とわたって使う施設、短いものでもかなりの施設は10年から20年というようなスパンでやるわけでありまして、もっとやっぱり計画的に安定した、がさっと借りて、その間に全部払う、また将来の分まで払っていくというようなやり方じゃなくて、均等のとれた計画にさせていただくことについてはどのようにお考えになっているか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 本日、三宮議員から提出されました海部南部水道企業団の収支状況につきましても資料は、もちろん議員が私どもの企業団におきまして精査された内容であろうというふうに思っておりますけれども、私としても、この数字等につきましては、また企業団等で精査させていただきたい、確認をさせていただきたいということがあるわけでございますけれども、今、海部南部水道企業団では中期的な計画と財政計画として平成32年から38年までの財政計画を策定しております。

その主な事業としては、平成25年度から施行しております老朽管の塩化ビニール管の更新事業、これも継続中でございます。それで、平成31年度から立田配水場の配水池更新工事、あるいは立田大橋の水管橋更新工事、そして平成33年度からの佐屋配水場電気・機械設備更新というのがございます。これらの事業を施工するには、今事業費として約22億円を予定させていただいております。もちろん、企業債という形の中での借入れも財政計画に盛り込んで計画しておるわけでございます。また、その償還につきましても、長期的な返済、あるいは支出をもって多額な事業費を世代間で公平に負担をするということにさせていただいております。

また、この財政計画では、平成31年度までの企業債の借入れはありませんが、これは大口需要者、中部電力西名古屋火力発電所の設備更新に伴う企業団財政への影響、並びに資本

的収支に係る補填財源の状況等を踏まえまして、収支バランスを考慮した建設投資計画としていることによる一時的な措置でございます。これからも企業債を十分に活用し、世代間の公平性を確保した水道事業を行っていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、市長がおっしゃられたんですが、さっき申し上げましたように、仮に平成、私は10年ごとにこうやって区切ってきましたからあれですが、40年までに、今は28年までに8億円借り入れるという想定ですよ、今市長のお話だと、私たちがいただいた資料では。あと2年間でまた1億円ずつか、あるいはまとめてか知らんが、借り入れをしたとしても、実際の返済の額、それから利息の額は、さっき言ったように、この間の最大のときに比べたら半分以下ということで、本当に極端な差が出てきておりますし、現に今のやり方は、今までの分を返す、あるいは自分たちが使った分を返すということだけではなくて、将来の事業団運営に大きく貢献するような状況になっておりますので、やっぱり世代間のバランスを考えるということであると、ぜひ、これは私がつくった資料というふうにおっしゃいますが、そのとおりでございますので、一度企業団でもよく検討をしていただいて、そういう負担の公平は守れるようなものとしていただきたいと思っております。

最後に地震防災対策であります。もともとこの水道事業につきましては、最大の問題は防災対策ですよ、地盤沈下対策。これは住民がつくり出したわけじゃなくて、実はこの西尾張地方の工業用水に地下水が使われたことが最大の原因だったんですが、あわせて水道もストップという状況になりました。

今、企業団はいろいろなところへ視察に行っておりますが、私はいろんな事情があって行けなかったこともあります。この間に行かれた神戸市にしても京都にしてもかなりの額を防災対策費ということで負担をしておりますし、総務省自身もそういう負担について、一般会計から負担をすることについては別にいかんというものではないというふうに言っております。もともと水道の地震防災対策は全部水道料金でやるというのは筋が通らなくて、防災対策そのものはこの地域の共通の課題でありますので、やっぱり一般財源からそういうものについては、どれだけ出すかはまたよく協議をするにしても、そういうものについては一定の負担をしていくということについては市長はどのようにお考えになっているか、御答弁いただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

地震防災対策の過大な負担の一部は関係市町村のほうで負担をすべきであると、負担を行うべきであるというふうな御質問でございますけれども、私ども海部南部水道企業団が適用

を受けます地方公営企業法というのがあるわけですが、その中においてしっかりと明記されておるのは、いわゆる経費の性質上、企業会計で負担することが適当でない経費については、一般会計、あるいは企業団の構成団体に負担しており、それ以外の経費につきましては企業団の経営による収支をもって充てると、いわゆる独立採算の原則を規定しておるところでございます。

また、総務省は、一般会計が地方公営企業会計へ繰り出す際の基準として、上下水道に対しては9項目を示しており、この基準のうち、私どもに該当する項目といたしましては、1つは消火栓等に要する経費、2つ目は公園など公共施設の無償給水に要する経費、そして3つ目は児童手当に要する経費の一部、以上3項目については構成自治体から拠出しなさいという形になっておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

以前の石綿管更新事業におきましては、これは国とか県から多額な負担金をお願いしまして、そうした形の中で、構成市町村といたしましては会計負担として6,000万ほどを拠出させていただきました。これが何年間か続いたわけですが、これは今の塩化ビニール管の更新事業等については防災対策事業という形の中でやっているわけですが、この基準に該当しないという形になっておりますので、私どもの自治体から繰り出すことができないという形でございます。そうした形の中において、御理解もいただきたいというふうに思っております。

もし仮に、あつてはなりませんけれども、激甚災害を指定されるような、そういう災害に遭遇した場合においては、これは国のほうから社会資本整備交付金というものが支給されるわけです。そうした形においては、多くを国、あるいは県が負担をしていただけるといような状況になっております。そうした形の中に頼らざるを得ないという部分もあります。

あるいはまた、私どもが内部留保しておりますいわゆる収益というものを充てざるを得ないというふうに考えておりますので、今のところ、いわゆる市町村のほうから負担をするということは考えておりません。よろしく願いいたします。

○8番（三宮十五郎君） 時間がありませんので、最後に一言申し上げて質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 三宮議員、時間がありませんので、まとめてください。

○8番（三宮十五郎君） はい。質問は終わりますが、今、市長がおっしゃられた御答弁でいいますと、実は愛知県や全国と同規模団体と南部水道の料金の差のかなりの部分は、どれだけ市町村が負担をしていたかどうかというところにありますよね。だから、非常に困難なのに石綿管更新事業以外は基本的に負担をしないというやり方をしてきたことが、こういう状況になっておりますので、そういうことも御考慮いただくことと同時に、さっき申し上げましたように、相当この間の努力によって平成40年度までの10年間は財政活動に余力ができておるはずですので、その辺のことはやっぱり企業会計の専門家にもきちんと聞いていただい

て、議論の中でこの問題についても解明していただくことを強く申し上げて、質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に高橋八重典議員、お願いします。

○4番（高橋八重典君） 4番 高橋八重典でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目は、11月1日、2日で総務建設経済委員会の視察に、岡山県瀬戸内市と兵庫県伊丹市に視察に伺いました。この場をかりまして、改めて今回の視察を受け入れていただきました両市の関係者に感謝を申し上げます。

私は、初日に伺った瀬戸内の行政と自主防災の取り組みについて学んだことを交えて、今回質問させていただきます。

質問の前に、瀬戸内市について少し紹介させていただきます。

瀬戸内市は、岡山県東南部に位置し、人口約3万8,000人、1万5,400世帯、面積は125.53平方キロメートル、瀬戸内海に面し、平成16年に牛窓・邑久・長船の3町が合併してできた市です。

それでは、本題に入らせていただきます。

今回の視察候補になった理由の一つに、過去に当市と似た災害に遭われていること、今後想定される災害が類似していることから、積極的な防災対策をされている点、瀬戸内市西部には1級河川を含む3本の大きな河川があり、南部は瀬戸内海に面しているため、過去に台風により浸水被害と高潮被害に遭われております。それと、近年関心の高い南海トラフ地震の防災対策推進地域にも指定されております。

自主防災の組織率は、岡山県で74.2%、瀬戸内市で74.7%と、決して高くはなく推移されております。こうした状況の中、さきの東日本大震災をきっかけに自主防災組織のあり方について検討され、今までの自主防災組織率向上から、動く自主防災組織の育成に方針転換をされました。今までに当市の一般質問でたびたび質問されておりますが、再度確認の意味も含めて、最新の状況を伺います。

最初に、最新の当市の自主防災組織率・組織数を伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 高橋議員に御答弁申し上げます。

最新の自主防災会組織数と組織率との御質問でございますが、73団体中64団体結成、率は87.7%でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ただいま御答弁いただいたとおり、本市においては、市側、市民の協力のもと高い組織率に近年なっていることが数字からうかがえます。

なお、愛知県においても、自主防災組織活動カバー率ではございますが、90.4%と高い数字となっております。

次に、本市における自主防災組織の活動状況について伺います。

実際、各自主防災組織で訓練・装備品の購入による補助金を申請されていると思いますが、その申請状況と、防災ワークショップを開催された結果から、どれくらいの自主防災組織が本当に活動していると市側で把握されておりますでしょうか、伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

自主防災会の訓練につきましては、過去3年間でございますが、平成27年40団体、平成28年40団体、平成29年11月現在でございますが、36団体が行い、資機材購入では、平成27年24団体、平成28年27団体、平成29年11月現在でございますが、36団体が購入をされております。

防災ワークショップにつきましては、平成28年35団体、平成29年46団体参加されております。それぞれで活動されておるとは思いますが、毎年継続して活動されておられる団体につきましては、平均して6割から7割だと認識しております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 本市における防災活動のきっかけづくりについて、現状取り組まれていることを伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 防災活動のきっかけづくりでございます。

主なきっかけづくりといたしましては、3つほどございます。

1つ目といたしましては、名古屋大学減災連携研究センターや他市との連携により自主防災会全体会での講話としまして、平成28年におきましては、津波避難計画につきまして、名古屋大学、現東京大学ではございますが、廣井准教授、平成29年、東日本大震災前、発災後の自主防災活動につきましては、名取市閑上地区元自主防災会会長 阿部氏に行っていました。

2つ目といたしまして、出前講座や訓練による防災・減災の啓発として、団体のニーズに合わせて講話を行い、毎年の訓練では、コミュニティ防災訓練のほかに、海部地方総合防災

訓練で、自主防災会、消防団、女性の会、市内中学生などの参加、国土交通省の広域避難プロジェクトにおきましては、バスによる広域避難訓練に自主防災会の参加で行いました。機会があるたびに、自主防災会と連携しております。

3つ目といたしましては、計画的にテーマを決めて防災ワークショップを開催し、平成28年、津波避難計画につきまして、平成29年、避難所運営マニュアルの説明と災害時要配慮者について行っております。主なものとしましては、以上の3つほどでございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今、御答弁いただきましたように、防災活動のきっかけづくり、瀬戸内市におかれましては、方向転換された際に課題が浮き彫りになったそうでございます。

1. 住民の関心はあるが、意識が低いこと、2. 組織の結成まででしたが、活動している組織が少ないこと、これは自主防災組織の形骸化ということでございます。3. 実際に組織を動かすリーダーがないこと、大きくこの3点だそうです。

そこで、地域防災推進事業を見直し、外部から自主防災組織育成を推進するために防災に関する市政戦略アドバイザー、山口大学の瀧本准教授を委嘱されました。瀧本准教授につきましては、今お手持ちの、皆様にお配りしました資料を御確認ください。

先ほど課長のほうから答弁がございました防災のきっかけづくり、当市も今の答弁のようにされておるということでございます。あと、瀬戸内市につきましては、実際にこのきっかけづくりにおきまして、防災講習会、災害図上訓練、防災まち歩き、避難マップづくり、地域被害想定など、アドバイザーの知識をかりて行うことにより、今までと違った視点から防災の活動のきっかけづくりができ、市民の意識向上につながったそうです。

防災のきっかけづくりで、実際当市でも取り組まれていることもあります、瀬戸内市を参考にするにはあるのでしょうか、伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

瀬戸内市のホームページなどを拝見しましたが、瀬戸内市も自主防災組織に対する補助制度を中心に、各種ソフト事業により支援を行って育成を図っておられます。中でも地域防災研究会は、当市でも行っております自主防災会全体会や防災ワークショップに当たると思われ、その中で、今後、当市でも地域の実情に沿うようなプログラムについては参考にしたいと考えます。

アドバイザーにつきましては、愛知県や名古屋大学減災連携研究センターなどと情報の共有や研修等で連携をとり、アドバイスをいただいております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 次に、平成26年から防災リーダー育成、地域人材育成型事業に取り

組まれています。地域で活動しているリーダーを発掘し、リーダー研修会を開催し、4年間で263名が受講し地元で活躍されているとのことです。

そこで、当市における防災リーダー研修会などは行われているか、伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 当市単独では行われておりませんが、海部地方防災リーダー養成講座を海部7市町村の持ち回りによって、年間1回、2日間によって行われております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 次に、平成28年から地域防災の導入、訓練実働型を取り入れられております。市内で発生し得る災害、風水害・地震・津波に対応した訓練モデルを作成し、市内自主防災組織の訓練モデルとしていく事業です。規模として、自主防災組織単位、小学校区単位で行われております。実働、シナリオのない発災対応型実働訓練、例えば風水害等で災害が発生し、そのときどうするかをコンセプトにして発災対応訓練の計画実施を市民主導で行う。地区によって同じ市内でも想定が違うため、地区ごとに内容が違うことに意味があるとのことをごさいました。

当市でも、今後、自主防災組織の成熟を図るため取り入れてはいかがでしょうか、伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

発災対応型実働訓練は、シナリオなしで実際に住んでいる市街地を訓練会場とすることが特徴でございます。この訓練は、実際の災害さながらに、予測できない事態に対応する能力を養うことができる点で、近所の人と一緒に助け合う共助の醸成に非常に有効な手段であると考えております。先進事例等を参考に、今後、調査・研究をしてまいります。

当市としましては、自助・共助・公助の醸成について、昨年度から取り組んでおりますコミュニティ単位の防災ワークショップがそれに当たるかと思っております。この防災ワークショップにおきましては、県内でも継続的に行っている市町村は少なく、計画的にテーマを決めて、直接自主防災会、自治会、民生・児童委員、消防団、保育所・学校関係者を中心とした市民の皆様との意見交換や、防災啓発の重要な機会と捉えており、地域特性を生かした防災教育に役立て、学区、地域での訓練などに役立ててまいりたいと考えております。

また、この手法は課題などが浮かびやすく、将来的には地域の自主防災会や自治会でも自主的に取り組んでいただき、防災に関するだけでなく、地域の強み、弱みなどを考え、地域運営に役立てていただければと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

瀬戸内市では、防災に関する市政アドバイザーを入れたことにより、専門的な考えを市民に伝えることができております。事業効果として、1. 地域防災の底上げ、2. 地域の核となる人材発掘・育成、3. 自主防災組織の結成率向上、4. 地域のつながり「近助」が上げられます。こうした効果から、自助・共助の意識が高まり、スローガンでもある「動く自主防災組織育成」が前進していると言っておみえになりました。中でも、先ほど4番目に上げました地域のつながり「近助」ですが、御近所と共助をかけて、近くに助けると書いて近助ということでございます。昔のようなつながりを感じられたのが印象的でした。

当市も、愛知大学と連携・協力に関する協定締結をされたことを踏まえての考えを伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） ことし9月に締結しました愛知大学との協定は、産業、文化、福祉、教育等の分野で相互に協力し、協働のまちづくりを推進するとともに、大学における教育・研究及び地域社会の発展と、すぐれた人材の育成に寄与することを目的とするとしており、基本的にはまちづくりについての協定でございますので、現在の時点では愛知大学さんでの防災アドバイザーの導入はいたしません。

防災に関しましては、先ほども述べさせていただきましたが、愛知県や名古屋大学減災連携研究センターなどと連携をとり、アドバイザーの導入については今後の課題と考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 最後に、防災に関する市政アドバイザーを取り入れた瀬戸内市の取り組みについての総括と防災の今後について、服部市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 高橋議員に御答弁を申し上げていきたいと思いますが、その前に、今回の各議員の御質問の中には、それぞれの先進市町に視察研修にお出かけをいただき、そういった形の中でさまざまな角度から御質問をいただいたということで、私どもといたしましても、他市の具体的な実例ということをお伺いすることができまして、大変参考になっているところでございます。そうした形の中で、私どもとして、受け入れるところは受け入れて、しっかりと受け入れていきたいというふうに思っておるところでございます。

御質問の市政戦略アドバイザーという形のことでございますけれども、今まで東日本大震災からこれで6年9カ月ほど経過するわけでございますけれども、あの中で学んだことは非常にたくさんあるわけですね。そうした形の中で、最初に御答弁させていただきました自主防災会の組織率ということにも、私は反映されてきているというふうに思っております。

そうした形の中で、私ども行政と、その自主防災会がいかに連携をしていくかということ

が非常に大事になってきているわけでございます。そうした形の中で、今、危機管理課を中心として、その職員が、いわゆる自主防災会の団体の皆様方に出前講座というような形で頻繁に行っていただいております。相当そういった形の中では、地域とそれぞれの課題の共有化ということに対して、努めさせていただいているということでございます。私としては、相当力をつけてきているという形で自負をさせていただいております。今後、ますますこの自主防災会との連携を強化していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいということを思っております。

さて、瀬戸内市の取り組みについての学ぶ点は、大いに参考にさせていただくわけでございますけれども、今までもこの防災対策につきましては、私ども行政が中心になって展開してきたことも数多くございます。これはもう議員が各御承知のことと思います。あるいはまた、県と一体となって連携をして、防災訓練等も含めて、防災対策を行ってきておるわけでございます。それがハード面、あるいはソフト面という形の中でそれぞれを強化している段階でございます。

そうした形の中で、自主防災組織の中においても、先ほどもお話をしましたように、多くの団体の皆さんが自主的に防災訓練をしていただいていると、これが大きいだらうというふうに思っております。このことが私どもと地域との連携の中で、さらに力を醸成していきたいというふうに思っております。

来年3月には、昨年度、自主防災会、あるいは消防団、保育所・学校関係者、一部企業などを中心とした、市民の皆様と行いました津波避難計画ワークショップの成果品として、津波ハザードマップというものを全世帯に、地区別の津波避難計画という形の中でお配りをしていきたいというふうに思っております。これは、今までの中間的な集大成という形の中で御理解をいただきたいと思っておりますけれども、再度ハザードマップを全世帯に配付するというところでございます。

さらに、来年度の事業でございますけれども、先ほど所管のほうで申し上げましたように、この自主防災会全体会において、名古屋大学の減災連携研究センター、これは大変有名な福和教授、福和先生という方がお見えになるわけでございますから、できましたら福和先生にも私ども弥富市に来ていただいて、いろいろとお話をさせていただきたいというふうに思っております。

今後も、命を守る自助、そして共助についての普及啓発、そして私たち公助がやらなきゃならない仕事についてを、議会の皆さんと一緒に、市民の皆さんとともに進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 力強い御答弁、ありがとうございました。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目は、市民プールについてです。

この問題は、この後、朝日議員の質問される公共マネジメントに含まれると思いますが、ピンポイントでプールについて伺いたいと思います。

近年、市民プールを廃止する自治体が多くなってきております。老朽化に伴う修繕費がかさむこと、年間利用者の減少、スポーツジムなど民間が拡大したことが大きな要因とされております。海部・津島地区を見ましても、津島市、飛島村、そして弥富市の3自治体のみとなっております。津島市は屋外プールが夏季のみで、屋内プールが4シーズン、飛島村においては4シーズンの営業となっております。当市のように夏季のみの営業は、全国的にも少なくなっております。

最初に、市民プールが建設されたのはいつで、築何年になるのか、直近での稼働日数と利用者数も御一緒に御答弁願います。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 市民プールにつきましては、昭和55年に建築され、築38年となります。また、今年度の市民プールの稼働日数ですが、54日で、利用された市民は延べ2,023人となります。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 次に、維持管理費は年間どれぐらいかかりますか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 市民プール管理運営事業の平成28年度決算ですが、520万4,000円となっております。また、水道代、電気代などが総合体育館に含まれておりますので、100万円ほどプールでの使用となることから、年間維持費としましては600万円を超えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 弥富中学校と、今年度より弥富北中学校も授業で市民プールを利用されております。今年度の両校合わせての利用日数と、弥富北中学校が今年度使用することになった理由を伺います。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 弥富北中学校、弥富中学校の両校を合わせての利用日数ですが、6月中旬から7月中旬まで16日間利用しました。

また、北中学校が今年度使用することになった理由ですが、弥富北中学校のプールは昭和54年に建築され、築39年となります。ろ過装置の故障により修繕が必要となったことが発端

ですが、全体的に老朽化していることもあり、全体修繕が必要となる状況です。また、プールの利用日数ですが、天候に左右されることもあり、7日から10日使用するかどうかという状況でもあります。そこで、弥富中学校が以前より市民プールで水泳授業を実施していました。修繕を見送り、弥富北中学校も市民プールでの水泳授業を実施することになりました。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） では、弥富北中学校のプールの修繕費は幾らかかるのか、来年以降どうされる予定なのか、伺います。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 弥富北中学校の修繕費用全体ですが、約2,000万円ほどかかります。修繕箇所は、ろ過装置、プール本体の床・側面、プールサイド、それから給水管、外壁等になります。

来年度以降はどうされる予定かという御質問ですが、当面は、今年度同様、市民プールの使用を継続していきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 現状、市民プールは市民の一般利用と中学校2校が利用しております。しかし、市民プールも健全ではなく、屋根のドーム部分の劣化がひどく、ひび割れをしていて早急に修繕が必要とお聞きしておりますが、まず現状確認と修繕費用を伺います。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 市民プールの耐用年数としましては一般的に35年と言われ、弥富市の市民プールも耐用年数は過ぎております。

議員御指摘のドーム部分の劣化に関しましても、築38年であることから、劣化が著しい状況になっております。現状ではドームの部分の取りかえが必要で、概算ですが、約1億円程度の費用がかかると思います。また、ドーム部分を撤去し屋外のプールとする場合でも、約3,000万円ほどの経費が必要になると思います。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今、御答弁にあったように、多額の費用をかけて修繕し、存続するのか伺います。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 先ほど答弁申し上げたとおり、修繕工事をするにも多額の予算が必要となります。また、本体の耐用年数も過ぎておりますので、今後はこれまで以上に維持管理費がかかると推測されます。

市民プールの存続につきましては、現在、庁舎内で組織する行政改革推進本部会議のほうで存続の是非につきまして、利用状況、費用対効果、予算措置など、さまざまな観点から議

論しているところです。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 仮に存続しないのであれば、中学校2校のプールはどうされるのか伺います。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 仮に市民プールが存続しないことになりましたら、十四山中学校のプールを使用し、中学校3校において調整の上、水泳の授業を実施していくことになろうかと思えます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 十四山中学校のプールが建設されたのはいつで、築何年になるか伺いたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 十四山中学校のプールにつきましては、平成4年に建築され、築25年になります。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 十四山中学校のプールも築年数からすると、近い将来改修が必要となってくると思えます。今の方針からすると、中学校3校ともプールが使用できなくなるのが想定できます。

そこで、今後中学校の授業でのプールはどうするのかのお考えを伺います。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 市民プールを存続するかどうかの結果により、中学校のプールのあり方も考えていく必要があるかとは思いますが、当面は今年度同様の運用を継続してまいります。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 当市も昨年、健康都市宣言をしたことと、中学校のプール問題を含めて考えると、市民プールは存続で考えたほうがよいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 昨年、市制10周年記念式典の中で、健康づくりを意識し、健やかで心豊かに暮らせることのできるよう、弥富市健康都市宣言を行いました。プールを利用した健康維持や、体力増進なども一つの健康づくりと考えるところであります。

一方で、行財政改革も行わなければならないことと認識し、他の公共施設の維持管理に努めなければならないことも踏まえながら、市民プールを存続するかどうかの議論をしてまい

ります。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 実際、全国的に見ても、新規・全面改修とも施設を整備する際に、民間を誘致し、賄う傾向にあります。当市も大手スポーツジム等を誘致し、4シーズン稼働のできる市民プールを賄ってはいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 全国的には、大規模修繕や維持管理費に膨大な予算が必要となることから、市民プールを廃止する自治体がふえているのが現状です。このことから、存続する場合には、議員御提案の民間企業の誘致や、指定管理などを行っていただける企業がありましたら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

新設、改修どちらにしても費用のかかることですが、最後に、服部市長の市民プールについてのお考えと総括をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 高橋議員に御答弁を申し上げます。

高橋議員は、改修しても存続すべきであるというような御意見かなあというふうに思っておるわけでございますけれども、私も同様に、市民プールは長年多くの市民に親しまれ、御利用いただいております。また、中学校のプールについての連携問題もございますので、現状は存続が望ましいことは言うまでもありません。

しかしながらということがつくわけでございますけれども、財政の状況であるとか、あるいは公共施設の抜本的な見直しという形の中で、今現在、弥富市公共施設等総合管理計画という形の中でさまざまな意見を、協議をしているところではございます。そうした形の中に、このプールの問題につきましても、当然議題として上げさせていただいておるところでございます。しかしながら、市民プールに関しましては、よく御利用していただく水泳協会、あるいは体育協会などの団体の御意見を踏まえながら、将来的にどうするかということをしっかり検討してまいりたいというふうに思っております。

また一方では、この近くでは飛島村さんが温水プールをやってみえるわけでございますけれども、私ども弥富の市民、住民の皆様にも御利用していただくというようなことに対して、どういう方法があるかということに対して、一度飛島村の皆様方とも御協議をさせていただきながら、そのような方向性も見出していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

結びに、今回、総務建設経済委員会の視察を経ての一般質問、委員会報告を参考に、自主防災の活性化と公共施設マネジメントについて、当市も参考になる点が多分にあると思います。今後の計画にぜひ取り入れていただきますよう強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に朝日将貴議員、お願いします。

○1番（朝日将貴君） 1番 朝日将貴でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

先ほど午前中の最後に、高橋議員から総務建設経済委員会の視察、初日は11月1日に瀬戸内市、それから2日目に兵庫県の伊丹市へ行ってまいりました。私は、この2日目の伊丹市で学んできました公共施設マネジメントについて、この視察で学んだことをもとに弥富市でどう生かせるか、これをテーマに質問をしたいと思います。

伊丹市の簡単な概要と、公共施設マネジメントを含めた取り組みについて御紹介をさせていただきます。

お手元に添付資料を配っております。この資料をもとに御紹介させていただきますので、見ていただきながら聞いていただければと思います。

伊丹市は、面積が25.9キロ平米、弥富市はこの約半分、人口は19万6,883人、弥富市の約4倍でございます。財政は、27年度決算で、一般会計、特別会計、企業会計合わせて歳出合計が約1,400億円、弥富市の約9倍。財政調整基金は70億円ですが、今後200億円を目指していくと言われておりました。財政力指数は0.83、弥富市は0.98。将来負担率は14.3%、弥富市は45.6%ですね。市内がほぼ市街化区域で、人口密集している地域というところが特徴的な自治体であります。

ここからが本題でございますが、伊丹市は、平成23年から公共施設白書を作成されました。当時はほかに作成している自治体がほとんどなかったために、総務省の外郭団体と協議を重ね、取り組まれたそうでございます。その後、いろいろと課題が出てくるにつれて、その白書の改訂、施設カルテを作成してデータの精度を高められ、平成27年に個別の施設ごとの方

針である公共施設再配置基本計画の作成と、条例を制定する自治体は少ないようですが、公共施設マネジメント基本条例を制定されました。

公共施設白書は、全体とその内訳を把握することで取り組み方の方向性を探ります。全国的な他市との比較、財政に見合っているかどうかで削減の検討や現状把握、そして減価償却を含め行政コストの適正化を図るなど、計画へ向けてさまざまな議論を重ねておられました。さらに、大型施設更新に備えるため、公共施設等整備保全基本条例を制定し、年に一定額積み立てを行うこととしております。

次に、公共施設再配置基本計画については、7つの基本方針を定め、明文化し、大きな数値目標を立てます。基本方針は当然のことを書いてあると申しておられましたが、明文化することで議会での議論等、外に向けてのものをつくられております。もう一つの数値目標というのは、もっと高い数値を掲げたかったそうですが、議論の結果、必ず達成すべき目標といたしまして、平成42年までに10%削減するという数値目標を立てておられます。

施設の機能移転・統合・複合化については、施設の建設当時とのニーズが変化していることから、同じように建てかえるのではなく、現在のニーズに合わせて検討すべきとしております。例としては、学校において児童・生徒数が減少傾向にあるため、今後の未利用教室をほかの共同利用施設等を廃止し、学校に複合していくといったことを含め、地域コミュニティの機能の集約や世代間の交流にも期待してしております。ここまでの基本的な考え方でありませぬ。

次に、個別の施設ごとの具体的な考えを示す公共施設再配置計画、これは先ほど述べた10%削減を目標に考えなければいけないということでございます。施設の用途ごとに市民のニーズや事業環境が異なるため、なかなか厳しいところもございます。そこを加味しながら分類ごとに分けて施設単位で有効活用の方針を定め、その後、福祉施設、文化ホールの民間活用や集会所などの移転・複合化をニーズに応じてサービスの向上や税負担の軽減などの対応を含め、具体的に検討されました。

例として挙げておられますのが、伊丹市立野外活動センターという施設の検討がなされ、課題としては老朽化、稼働率の低迷、伊丹市民の利用が少ない、年間収支がマイナス6,000万円であることなどが挙げられました。これに対して、この再配置の方針といたしまして、事業の継続の必要性を精査、用途の廃止、民間譲渡、事業委託の検討をし、平成32年度までに短期で取り組む方針を打ち出した結果、平成29年に民間事業者へ資産を譲渡いたしまして、民間での事業運営をされるということになられたそうです。

そのほか、集会施設等は減らしていく、中央公民館はほかの公共施設へ移転、小・中学校においては災害時の重要な拠点として使用するため、なくさずに長寿命化を図る方針で取り組んでおられます。その上で、より有利な事業債を使用し、自治体の負担軽減を図ることや、

単純に複合化するのではなく新たな機能を付加することでサービスの向上を図ることも考慮すべきであるとのことであります。この公共施設再配置基本計画は、客観的なデータに基づき伊丹市の行財政審議会や公共施設マネジメント専門部会にて検討し、随時議会で説明され、報告を行っておられます。

続いて、市民との情報共有の取り組みについて。

市民の関心・理解度は、個人的な理解度に対応する形でさまざまな媒体を使用することとしておられます。ホームページ、出前講座、シンポジウム、それから広報紙、パンフレット、漫画などを作成し、幅広い年代で対応しておられます。

出前講座は、「まずは」という部分を強調しながら総論を展開し、周知・理解を求めするために5年間で合計951名、40会場実施をされました。そこで余り詳しい話をするのではなく、わかりやすく、そして未来志向でお伝えすることが大切であるとのことです。そして、言いわけのように聞こえるような枕言葉を使うと反発を買ってしまうということで、なるべく使わないように配慮をいたします。そのように未来志向でお伝えしたとしても、市民からは「行政の責任だ」「高齢者に我慢をさせる気か」「知ったことではない」、若年層からは「夢がない、希望が持てない」、そういった冷ややかな意見も当然出てくるわけでございます。そのために、根拠のあるデータを用意していただいて、視覚的にわかりやすくすべきでございます。

そのほか、世代間交流や今までになかったプラスアルファの効果をお伝えすると、より理解度が高まります。例えば、先ほどの高橋議員の質問でもありましたプールの例でお伝えすると、北中と十四山中学校のプールは廃止し、市民プールを改修し存続させる。プラスアルファ、ジムのような機能をつけましょうといったようなイメージです。

組織体制においては、総合政策部のマネジメント課が、課長・主査・事務の合計3名、ここが主に担当いたしております。性質上、当然マネジメント課で全てをやるということではありません。各課で進めてもらうことについては各課でやっていただき、それをマネジメント課が調整役となり、基礎データを一元化して、足並みをそろえて連携・協力しております。最終的に行政側で方針を決定し、市民・議会に報告、または意見を伺って合意形成をされているそうでございます。

最後に、伊丹市の大きな特徴として、公共施設マネジメント基本条例というのを定めておられます。行政の体質上、担当者が数年でかわってしまいます。しかし、この公共施設の事業というのは長期的であるし、そして継続的な取り組みであるということを経験して、継続性の担保を理由に法的根拠をつくらうということになり、この条例で明文化されたことによって、人がかわっても継続的に事業を行うことができるという最大のメリットを生かして、この基本条例に基づいて業務を進めておられました。ぜひ弥富市でも取り上げていただきたい

なという部分でもあります。以上が視察報告も含めた紹介であります。

それでは、質問のほうに移らせていただきます。

私は、9月議会でも公共施設再配置計画について質問をいたしましたので重複は避けませんが、復習も兼ねて、前回の質問では、再配置計画の概要、それから31年度末ごろに公開で取り組むこと、それから来年度からは予算も人員もふやし、スピード感を持っていただけるといったようなこと、そして具体的に保育所はどうかだとか、ネーミングライツはどうかという質問をいたしました。

今回は伊丹市の行政視察の内容から、現状の公共施設の何%にするかという数値目標を伊丹市は立てておられますが、弥富市も人口減少社会に突入し、20年後、30年後を見据えてこういった数値目標を立てるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

数値目標につきましては、平成28年3月に策定いたしました弥富市公共施設等総合管理計画の中で、公共施設の縮減目標を今後40年間で31.9%と試算しております。来年度以降策定いたしてまいります公共施設再配置計画におきましても、その縮減率は31.9%を目標数値として設定してまいりたいと考えております。

なお、この31%につきましては長期的な縮減目標でございまして、公共施設再配置計画を策定していく段階におきまして、短期的、中期的、縮減目標につきましてはこの限りではないと考えております。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 31.9%の縮小を目標にということですね。

できれば、さきにも述べさせてもらいましたが、行政の体質上、短期的な目標を立てられたほうが後回しになりにくいと思いますし、スピード感を持って対応できるんじゃないかなあとと思いますが、そういった短期的な目標を立てられる計画というのはございますか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 再配置計画に実際まだ取りかかっておらんのですけれども、その中で短期的というより中期的のほうがいいかなとは、私どもとしては思っておりますけれど。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 10年でも5年でも、少ない期間であれば、そういった計画に基づいて具体的な話を進めていかなくてもなりませんので、そういったスピード感を出すというところは一ついいところなのかなと思います。

次に、一番大事な質問かなと思うんですが、この事業は長期的、ずうっと公共施設をこれから人口規模にあったという内容で対応していかなくてもいけないという視点から、長期的

だという認識をしっかりと持って、そして未来永劫対応が求められていくわけです。来年度から新しく予算を立てて増員もするというございでしたが、こういったことを機会に公共施設の専門部署を独立した組織で立ち上げるべきかなあというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 専任部署につきましては、先般の炭竈議員にも御答弁いたしました。30年度につきましては、総務部秘書企画課の企画政策グループ、今現在担当しておるんですけれども、こちらのほうに1名増員して計画を策定してまいりたいと思います。

また、その先につきましては、計画の策定段階におきまして専任部署の設置等を考えて、公共施設のマネジメントに努めてまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 将来的にはという話でありましたので、例えば新庁舎建設だったりだとか、そういった未来のわかりやすい視点も含めて、これから検討していただけるのがいいのかなあと思ったりします。

同じ観点から、人がかわっても継続的にというところではありますが、こうやって継続的に事業を行うことというのが本当に必要不可欠であります。さきも申し上げましたが、伊丹市は条例を定めておられます。弥富市でも基本方針を明文化し、条例を策定すべきかなと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 条例の制定につきましては、現在は考えておりませんが、来年度より策定してまいります公共施設再配置計画の中で、公共施設マネジメントについての基本理念、基本方針、計画の進め方、計画のPDCAサイクルに基づく進行管理及び公共施設の目標設定などを記載してまいります。

さらに、来年度より継続的に外部の有識者により構成されます公共施設マネジメント推進委員会を設置いたしまして、公共施設マネジメントについての市長からの諮問に応じて、調査・審議していただく予定となっております。

また、庁内におきましては、市長を本部長とする幹部で組織されます公共施設マネジメント推進本部を設置いたしまして、公共施設に関する基本方針、計画の策定及び公共施設の管理の最適化などに関することに取り組んでまいりたいと思います。

このようなことから、庁内各部署の連携を高めまして、全庁的な体制で取り組むことによりまして、本市におきましては公共施設のマネジメントの業務の継続性が担保されるものと判断いたしまして、条例の制定を行うことはなくとも長期的かつ継続的な公共施設のマネジメントの遂行ができるものと考えております。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 確かに、条例でなくてもということは当てはまるかなと思うんです。ですが、一番大事なことは、人口が減っていく中で公共施設をどうあるべきかというのは、これからもずうっと長いことやっていかななくてはいけない。そのために先ほど言いました専門部署が必要であったりだとか、そのために長期的な担保を保つための再配置計画の中で入れていただけるということですが、そういった内容を私たち全員がしっかり共有して、長期的であるというか、もうこれからもずうっとそういうことを考えていかななくては行けませんということを、まずは認識を持つということが大切なのかなあというふうに思います。

そういったことで、公共施設、これから見直しを図っていかれると思いますが、そういった組織の形態が固まり、方針を決めれば、あとは合意形成をつくっていくということになるわけですが、市民の合意形成というのがやはり一番大事で、そして大変なところであろうかなと思います。こういった合意形成を図っていくために、議会に望むことも含めて市長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 朝日議員に御答弁申し上げます。

先回の高橋議員もそうございましたけれども、今度は伊丹市の視察という形でお出かけをいただき、大変御苦労さまでございました。

今、平成の大合併というような状況の中で、多くの自治体はさまざまな形で公共施設をどうしていくかということを、まさに御質問いただいている再配置計画等を含めて、そのマネジメントが問われておるわけでございます。

私たちも公共施設等の総合管理計画に基づいて、今いろんな形で庁内で協議をさせていただいております。そうした形の中において、もう既にこれから取り入れていこうとしているのが新庁舎でございます。御承知のように新庁舎は6層のフロアになるわけでございますが、3階に保健センターを導入していくということでございます。これはもう議員各位にも御案内をしているところでございます。今、市民ホールにあります保健センターは、いずれは老朽化し、そして再配置をしていくか、あるいはどうしていかなきゃならないかということがあるわけでございますけれども、そういった形の中で先取りをすることにおいて、外にあるさまざまな公共施設をこの新庁舎の建設とともに中に含めていくということでございます。そういうような状況の中で、6層という形の中に、規模的には少し大きくなりますけれども、これも先を見た考えであろうということに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

そして、これは市民の皆さんに、やはり地域との連携も含めて一番大切にしていかなきゃならない考え方でございますので、まずいろんな情報媒体を通じて市民の皆様へ啓発してい

きたいというふうに思っております。そして、そういった形の中で、来年度、平成30年度下期におきまして、このテーマに基づいて、いわゆる公共施設の再配置計画等を主題といたしまして、それぞれの地域で出前講座をしていきたいというふうに思います。そうした形の中で、市民の皆様にご理解をいただけるように、一つのこれからの課題としてやっていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、市民の皆さん、そして議会、あるいは行政が三位一体となってこのことを進めていかなきゃならないということがございますので、よろしく願いいたします。

そうした形の中において、ことし8月にも実施した市民3,000人を対象とする第2次総合計画の策定における市民アンケート調査の中にも、公共施設の新設や財源確保に向けた新たな取り組みも必要になりますという形について御質問をアンケートをとりましたけれども、やはり一番多かった回答は、よく似た機能や余り利用されていない機能を再統合するという形で、新設、維持・更新費用を削減すべきであるという形で、市民の皆さん自身が非常に大きな意識を既に持っているということがございます。この削減をするというように72.7%として非常に高い結果でございました。

こういったことを我々は真摯に受けとめて、市民の皆さんとしっかりと話し合う必要があるということを感じております。そういった形の中で合意形成をつくっていくということを考えているところでございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 30年度は地域で出前講座を、そして市民からもそういったアンケート結果で72%を超えるような方がそういったことに理解を示されているというような内容でありました。

この30年度の地域の出前講座は、ぜひ我々も呼んでいただきまして、参加させていただければと思いますし、この市民アンケートの結果も、72%はやっぱり無駄を省くと、無駄を省いた結果、じゃあ何もしないのではなくて明るい話題を提供してほしいというような内容ではないのかなと私は思います。だから、一方では削減をお願いする、一方では未来をつくっていくような方針を訴える。そういったものを合わせてお話しいただければ、なお一層いいのかなというふうに思います。

それでは、次の2つ目の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問は、ペットの同行避難についてでございます。

昨年の12月議会で、堀岡議員から獣医師会との協力を求める殺処分ゼロの質問がございました。視点が多少異なりますが、重複しないようにいたしますのでよろしくお願いいたします。

ペットの同行避難、災害時にペットを連れてどこどこへ避難いたしますというようなもの  
でございますが、これまでの弥富市の取り組みを教えていただければと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

市の取り組み方についてではございますが、災害時に備えるペットの飼い方をホームページの「いざという時のために」というところにおいて、普及・啓発をしております。

内容につきましては、ふだんから飼い主さんがペットの予防接種なり健康管理をしていただきまして、避難しているときはケージに入れるなど、ほえたり暴れたりしないようにならすしつけなど、また災害時にはペットとはぐれてしまう場合もあるので、所有者の明示、避難場所の確認、避難所ではどうするのかといった内容などをお示しさせていただいております。また、ふだんからのしつけ相談や環境省のペットの災害時の救護対策ガイドラインもリンクしておりますので、ぜひ御利用いただければと思っております。

今年の防災ワークショップにおきまして、全体会の際に避難所運営についての講話を行っておりますけれども、避難所運営マニュアルの中にペットの同行避難についても少し触れさせておるところでございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 私がこのペットの同行避難を今回の質問に取り上げるきっかけとなったのは、先日ちょっとセミナーに参加させていただきまして、大災害が起こったときに一時的に助かった避難者が、ペットを飼っている方の約8割が災害時一旦助かったにもかかわらず、自分のペットを探しに行かれて二次災害に遭われることがあるというようなことをお聞きしまして、これは一般市民の方々がまだ余り認識されていないような情報であるかなと思ったのが1点と、そうした方々、ペットを飼っている人に対して、弥富市がもっと積極的にそういったものに取り組んでいただければなあという思いで、弥富市在住の獣医師さんからそういった御紹介をいただきまして、その内容をもとに勉強いたしました。

その中で、愛知県のレベルですが、愛知県と県の獣医師会さんとで災害時の協定が結んであるということでございますが、これはどのような協定であるかお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 災害時におけます動物救護活動に関する協定で、愛知県と公益社団法人愛知県獣医師会が平成29年2月に締結したものでございます。

内容といたしましては、飼い主への啓発、被災動物の保護、救護施設の運営、救護施設への動物の受け入れ、負傷動物の治療など11項目の支援について定めたものでございます。内容は11項目それぞれあるんですけれども、先ほど言った飼い主の啓発から避難所から動物救護への動物の受け入れ、それとか動物に関する相談の実施、行政が行う規制区域内で残され

た動物への餌の活動の支援など、いろいろ多岐にわたることでございますけれども、11項目内容が決められております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） そういった県との協定が結ばれておられるわけでありますが、実質その市町村単位で県の協定に基づいて何か取り組んでいるというのは、実は余り少ないのではないかと。私も無知識ではありましたが、この弥富市の避難所の運営に対して、ペットの同行避難というのが現状ではできるのかできないのか、それをお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

基本的に、市内に開設されました全ての避難所において、受け入れることは前提としております。ただし、避難されている方同士のお互いさまという譲り合いの協力がぜひとも必要だと考えております。場合によっては、避難所の人数、施設の設備や構造などによりまして、別の場所に移動しなければならないことも考えられます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） そこで、実際に災害が起きたときにどうするのかというところで、発災直後に避難所運営委員会が開かれることとされておりますね。これは、まずどのようなものなのか。そして、今後市民に対してこれをどういうふうに周知されていくのか、どのようなアプローチがあるのか、そういったことも含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

発災時の各避難所の運営には、避難されている方たちの、先ほども申し上げましたが、お互いさまの精神で、自助、共助、公助が連携いたしまして、協力して運営していかなければなりません。市職員だけでなく、自治会、自主防災会、各種行政委員、施設管理者、御近所、ボランティアなどで協力して、避難所のルールやその運営などの役割を決定していく必要がございます。その避難所を円滑に運営していくのが、避難所運営委員会のあり方だと考えております。

市といたしましては、ことしの6月に開催しました自主防災会全大会の際に、避難所運営マニュアルを全自主防災会に配付し、10月に開催しました防災ワークショップにおきまして、その概要について御説明いたしました。

発災後に設置する組織でございますので、現在、避難所運営委員会という組織はございませんが、今後、市全域を区分けしながら、それぞれの避難所での地域の皆様みずから自発的に避難所運営委員会を立ち上げていただきますよう、今後、自主防災会全体会や防災ワークショップなどで必要性を啓発いたしまして、避難所開設訓練及び運営訓練をコミュニティ防

災訓練などで行ってまいりたいと考えております。

なお、避難所運営マニュアルについては、全ての避難所に設置してございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） そうした避難所運営委員会というのは、発災後に開かれるものでありますが、こういったペットだとか、その他国から届いた物資をどうするかだとか、そういうことも含めてあらかじめそういった検討委員会というのを開いて協議をしていくと。区分けしてつくられていくということでもありますね。

避難所のこういった運営をする、実際検討する場が開かれた場合におきまして、ペットがいられる環境かどうか、そういうのをどう判断するか。ペットの専門家である獣医師の先生方の意見を取り入れるべきだと考えます。その際、弥富市と弥富市在住の獣医師の先生方とが、災害に対してあらかじめ協議をしていただいて、連携を深めていただければ、獣医師の先生方も避難所の運営に対してアドバイスがしやすくなると同時に、市側からの獣医師の先生方への要望というのも聞いていただく機会になるかと思えます。発災時の役割として、本当に人がたくさん必要になってくる、そういったマンパワーの拡大として手を広げていただくきっかけづくりにもなろうかと思えます。ぜひこのような市と獣医師の先生方との連携・協力を深めていただける、行っていただけるようお願いいたしますが、市長の見解を教えてください。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 朝日議員に御答弁申し上げます。

ペットの防災対策につきましては、議員の言われるとおり市といたしましても進めていかなきゃならない大切な課題であろうというふうに思っております。それは、御承知のようにペットが家族同様にそれぞれの御家庭で飼われているということになりますと、家族と一緒にだという形でございます。そういうようなことの中において、いろいろと防災対策の一環として考えなきゃならないだろうと思っております。

しかし、市内には犬の頭数だけで約2,500頭を超えております。そしてまた、これに猫等の他の動物を加えれば、避難所の施設の構造においては、避難所が全てを受け入れることが困難であろうというふうに思っておるわけでございます。したがって、まずはそれぞれのペットを飼っていただいている御家庭に対して、普及啓発に力を入れていくことが優先であろうというふうに思っております。

どのような具体的な普及啓発をしていくかということにつきましては、まずは市民の皆様にはペットに対する理解を深めていただくというふうに思っております。そして2つ目には、飼い主の皆様にも責任を持っていただくことなどを継続して、例えば狂犬病の予防注射であるとか、その際、動物病院、あるいはペットショップなどにいろいろと連携して注意事項を

お伺いしていただきたいというふうに思っているわけでございます。

先ほど、発災後の避難所運営委員会という形の中で話がございましたように、これはペットも加えて、我々は避難所運営について考えていかなきゃならないだろうというふうに思っておりますので、今はほとんどしておりませんけれども、今年度の末ないし新年度になりましたら、市側と獣医師と協議の場を持ちたいというふうに思っております。そうした形の中で、ペットに対する救護所、あるいはその他もろもろの獣医師、あるいは動物病院等の施設も含めまして、御協力をいただけるところについては御協力をいただくというようなことを含めて、行政と獣医師の協議の場を設けながら、ペットの防災対策ということについて検討を加えられればというふうに思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ありがとうございます。

そういった獣医師の先生方との協議の場を持っていただけるということで、獣医師の先生方でもこの発災時にどうしたらいいのか、ほかの地域で、例えば東日本大震災のときでも、この間の熊本地震のときでも、そういった全国から獣医師会のつながりでお手伝いに行ってくださいような先生方がたくさんお見えになるということでございますので、ぜひそうしたことをもっとやりやすくするために、そうした協議の場で弥富市のためにも生かしていただくようお願いするものでございます。

そういった協議の場におかれまして、避難所運営の、ここは受け入れが可能だと、ここはちょっと難しいぞというのを住民とのコンセンサスをとって、実際は協議していければ、ここはだめなんだと市民の方も思っていたかような場所を選定されればいいのかなと思いますし、実際は、今2,500頭犬がおられるとおっしゃいましたが、全部が全部避難所で受け入れるという考えは、私も無理ではないかと。要するに、自宅で、例えば高所避難が可能だという地域においては当然自宅で、わざわざ避難所に連れていくのではなくといったような、そういった選定をするべきかなあというふうには思うわけであります。

さらには、実際、私が思いつきで、この避難場所はこういった受け入れ方法があるのではないかという素人意見を申し上げましたところ、そういうやり方をすると実際犬同士がけんかしてしまったりするよだとかいう意見をいただいたりとか、素人の思いつきでは実際はちょっと困るようなことが起こるわけであります。だから、そういった専門家の人の意見があれば、実際避難所を運営することにおいて、非常にメリットがあるようなことだろうと思います。

それから、弥富市獣医師会というのは、今のところ正式に弥富市のほうに申請はないということですが、実態としては弥富市獣医師会というのはございまして、この災害対策を通じて獣医師の先生方が正式に弥富市に申請をされて、そこで弥富市と弥富市獣医師会と

の災害協定というのが最終的に結んでいただければ、なお一層いいのかなというふうに思います。そういったことから連携を深めていただいて、このペット避難について、弥富市がさらにペットを飼っている方に対して前向きな議論が進んでいければと思いますので、そのことを強く要望いたしまして私の一般質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に加藤克之議員、お願いします。

○3番（加藤克之君） 3番 加藤克之。皆さん、こんにちは。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

師走の季節に入りまして、もうことしも22日となつてまいりました。それぞれ年の歳月は早いものか遅いものかは、それぞれ心持ちを持っていただいて、きょういろいろなお話もする中でございますけど、大切な日を迎えて、日々それぞれが寒気の冷たさの状況の中で過ごす状況でございますけど、改めて私は、子ども・子育て支援という政策の中で、弥富市、新聞で本当に小さな日記というお言葉の日記を十四山西部小学校4年生の方が、ここ1カ月間ずっと掲載されております。そういう意味で、その中での野外活動のお話と、そしてまた子供の思いと、そして自分の考えと、そしてまた、次のことの考え、非常に子供さん自身がそれぞれそういう小さな日記ですけど、常に拝見をきのうまでしておりました。きのうも載っていたわけでございますけど、そういう意味で1カ月以上こうやって弥富市の話題が掲載されるということは、非常に喜ばしいことだと感ずる次第でございます。その中でも、また私らはしっかりと取り組みをしていかないといけない、そういう思いで、きょう2つの方、質問させていただきます。

また、年末年始に入ります状況の中で、県、また市を挙げて年末の交通安全の状況が入つてまいりまして、また12月5日では、市長初め、交通安全指導員の会長さん初め、交通の巡回をしていただいて、本当にねぎらいの言葉もかけていただいて、非常にいろんな方から私もお声を聞いて、また横断歩道等でも立っている状況でございますけど、そういう皆々様方の育みで、まちの安全が努められているかなあと感ずる次第でございます。

その中でも一番は、皆さんにとられましても、また私らにとりましても、今、私らの弥富市の住む中でも衣食住の生活をする上で、そして今やもう毎日車社会の生活が当たり前ということになってまいりました。この車社会の中で、我々はともに上手に過ごさないといけないわけでございます。そういう意味で、我ら弥富市も住みやすい環境、住まいで県内でも7位というわけでございます。さらに一生懸命まちづくりをするわけでございます。

さて、その中で交通安全を考えての御質問をさせていただきますので、ひとつよろしくお願ひを申し上げます。

平素からは、青パトの皆さん方、また交通安全の指導員の方、スクールガードの皆様方と、本当に厚く、そしてまた地域くまなく安全対策をしていただいています。この場をおかりし

て御礼を申し上げる次第でございます。まことにありがとうございます。そこで、市内におかれましてそれぞれの地域状況があるわけでございますけど、再度確認をしながら地域の安全・安心を努めていただきたく、質問させていただきます。

現在、市内におかれまして交通事故数、それぞれ本来はあってはならんことでございますけど、現状ではお幾つぐらい数はあるんでしょうか、よろしく申し上げます。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

平成29年の1月から10月末までの数でございますけれども、蟹江署に確認いたしましたところ人身事故が200件、物損事故が1,187件ございました。この数字は多いんですけども、前年比率といたしましては、やや減少しておるところでございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 管内におかれまして、前年より少なくなっている。非常に喜ばしいことだと思います。

やはりそれぞれが自己啓発をするさなかで取り組んでいただいていると思いますが、しかしながら、そういうこともある方もおられますけど、その中で一番重要な事故等はございましたでしょうか、よろしく申し上げます。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 重大な事故として死亡事故でございますけれども、残念ながら4月に1件ございました。以後はございません。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 1件だけというわけでございますけど、それをまたゼロにするというおのおのの対策をしていかないといけなかなあと感ずる次第でございます。これは確認をしながら、そしてまた自分も気をつけると、そういう市民の皆さんがふえていくということが、さぞ大事じゃないかなあと思います。

その中で多くの事故もあるわけでございますけど、こうむる場合、そしてまた怠った場合、そしてまた対応策、どのような取り組みをしておられますか、お願いします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

ハード的な面では、死亡事故発生現場には、交通死亡事故現場等の看板等の設置、また道路管理者としての通行車両に対しての注意喚起を促すカラー舗装の路面標示などを行っております。

また、蟹江署におきましては、交通安全講話の際に死亡事故の例を挙げまして、注意喚起を行っておるところでございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 本当にそういうことを常にしていくということが大事かなあとと思います。年間、それぞれ交通安全大会も海部南部も行っているわけですので、その都度、再度認識をする、そういう活動、取り組み、大事だと思います。

また、交通安全におかれましては、本当に小学校の通学路や、またそれぞれさまざまな地域におかれましてもあるわけですが、わかる範囲内の中で子供の事故等、数件ございましたでしょうか、お願いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

弥富市内での子供、15歳以下でございますけれども、関連した事故は、蟹江警察署でこちらも確認いたしましたところ5件発生しております、けがの程度は全て軽症となっております。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 5件、多い、少ない、それぞれ考え方はあるわけですが、ただ子供の状況でございますので、親心を考えますと非常に気をつけなければならない。その中でもきちっと対応策をしていくというわけでございます。

また、今後、当然のごとくでございますけど、それぞれ交通安全対策の中で取り組んでいく、そしてまた姿勢、そして考え方、最後に御質問しますので、お答えいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 交通事故防止の取り組みについて申し上げます。

市としての交通事故防止対策といたしましては、先ほど議員のおっしゃられるように青パト隊には基本的に防犯活動に御協力いただいておりますが、毎日地域をパトロールしていただいております。交通安全といたしましては、関係機関とともに協力し、例えば蟹江警察署や交通指導員の方々と毎月ゼロの日に横断歩道等での交通安全の指導、街頭監視活動及び広報車による広報活動を行い、市職員においても毎月10日に重点箇所におきまして街頭指導を行っております。

また、各季ごとの交通安全運動期間の県内一斉大監視の日には、弥富市交通安全推進協議会を初め、交通指導員、市役所職員など関係機関の皆様との監視活動を行っております。ほかには、人の集まる商業施設などで交通安全啓発活動、また国道1号線の沿道でのサイン板によります啓発キャンペーンなど注意喚起を行っております。

学校関係におきましては、スクールガードによりまして、通学時間帯に子供の安全のため、付き添いながら見守り活動を行っていただいております。そのほかにも、各地域において方

法は異なりますが、持ち回りで通学路交差点での街頭指導を行っていただいております。

今後も各機関と協力しながら、交通事故ゼロのまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 万全なる状態で対策しておる状況だと感じた次第でございます。当然、そのようなことをさらにしていかなければなりませんし、その中で、またもう一つでも二つでも、よき取り組みができることを考えなければならないと、そういう状況にもなってくるかなあとと思います。そういう意味で、本当にいろんなことがあるところに看板を立てていただいたり、また対応策、カラー舗装と、そういう点で多くの内容の中で取り組むわけでございます。

改めて、庁舎をつくっていく上で、本当にいろいろな子供さんも学校の授業で交通安全の勉強しております。そういう意味で、事故や事故からの暮らしを守ることをというような題材で学校のほうも御指導いただいております。子供に向けても啓発をいただいている先生方、本当に素晴らしいことだなあと感ずる次第でございます。

特にまた今後、新庁舎建設に向けて行っていくわけでございます。桜小の生徒を初め市民の皆さん、そしてまた数多くの行き交う車、行き交う人とあるわけでございます。大変増してくる状況の中でございますので、どうぞ見通しが悪くなったり、そしてまた悪くならないようにと、そういう庁舎付近の安全対策も今後しっかりと取り組む方向の道筋を出していただいて、市民に周知、確認、お話、そういうこともしっかりと取り組んでいただきたいなあとと思いますので、切にこのことはよろしく願いたいなあとと思います。

このようなお話をさせていただいて、交通安全対策の1つ目の質問をおさめさせていただきます。ありがとうございました。

2つ目でございますけど、弥富市におかれましても市制10周年が過ぎ去りまして、はや市制もそれぞれ進んでまいりました。平成29年で基本方針の3点目である「もっと豊かで活力あるまちづくり」をもとにして進んでいく中で、文化、自然など魅力を発信する取り組みに力を注いで向かっていると思う次第でございます。

さて、無形文化財伝承団体育成事業においても、各地区多くの方々が携わり、そしてまた継承、伝統、郷土芸能保存のために活動していただいております。青少年や青少年も有志の皆さんも育成をし、郷土愛を幅広く感じながら、認知しながら過ごしている努力、非常に一生懸命な姿は、感心させられる状況でございます。

そこで、まず当市におかれまます各種団体育成の方々との協議、取り組み、どのような形で行っておられますか、お願いいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○**教育部長（八木春美君）** 文化や芸術、伝統芸能は、人々の心の豊かさや感動を与えるとともに、コミュニケーションを活性化し、生きる喜びをもたらすものであり、生活に欠かせない重要な要素の一つと考えます。

市内各地域では、古くから伝わる獅子舞や神楽太鼓などの伝承者の育成が、少子・高齢化等による後継者不足で大きな課題となっておりますが、本市では伝統文化を継承する保存会の育成支援のため、弥富市文化財保存会と年数回の協議の場を設け、無形文化財の伝承活動への支援に取り組んでいるところです。

○**議長（武田正樹君）** 加藤議員。

○**3番（加藤克之君）** 当然、そういう形をとっていただいているのはありがたいと思う次第でございます。

また、各種団体の啓発活動、そして促進方法、また提案等のお聞きをする状況の中で、その導きをどのように向かってこれまで進んでおられますか、お願いいたします。

○**議長（武田正樹君）** 八木教育部長。

○**教育部長（八木春美君）** 無形文化財伝承活動に関しましては、従来より歴史民俗資料館が中心となり各種団体への情報提供や援助、協力、助言などを行っております。

そういうことによりまして、例えば佐古木地区などは衰退していった保存会が地域の青年たちの努力で復活し、慰問活動をされるまで発展したり、大藤学区保存会では森津地区が中心となり、芸能の衰退した近隣からも参加者を募り、雅楽などの継承に取り組み、チャリティーコンサートを開催されるなど、こうした活動を成功事例として発表する機会をふやして、他の地域の取り組みの参考にしていただければと考えております。

○**議長（武田正樹君）** 加藤議員。

○**3番（加藤克之君）** 本当にそうですね。市の文化財団体、本当に先ほど部長に言ってもらいましたが、佐古木魂という、本当に衰退する中でこれまでつくっていただいて、こうやってやっていただいているわけでございます。本当に佐古木の地域の皆さん方は、全部回覧で見ておられるというわけでございます。たくさん部数、前々からいただいたんですけど、お知らせをさせていただいて、佐古木魂というわけでございます。その他、神戸でもお神楽、又八文化財保存会、また下之割、中之割も獅子舞等、多くのことを行っていただき、また先ほど部長の話で森津、本当に一生懸命文化財、もう一つは椋場の手踊り保存会もと、非常にかかわるものは全て皆さん方が心持ちを持って御協力をして一生懸命励んで、その姿を感じる次第でございます。

そこで、いろいろな各種団体があるわけでございますけど、そして一生懸命やっておられますので本当に少しでございますけど、さらに一步、さらに一声と上げて補助金増額等望みたいなあと思う次第でございますけど、どうか御答弁お願いいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 文化芸能関係の補助金につきましては、まず市から無形文化財伝承活動奨励補助金としまして、日ごろの伝承活動に対し、1地区5万円の補助をしております。また、行事への参加補助として、芸能大会以外の市主催事業に参加される場合は3万円を報償費として支給しております。

さらに、山車等整備事業補助金として、太鼓等備品の修理費補助に1地区上限8万円を補助しています。修理費が高額になる場合には、ほかに県の補助制度がありますので有効に活用していただいております。ほかにも、保存会からは市の芸能大会参加団体に参加補助としまして3万円と、他市町村から各種団体からの派遣依頼があれば3万円の補助をしております。

今後は、芸能大会以外の市主催事業に積極的に参加していただける団体に対しては、活動状況や参加人数などを考慮いたしまして、補助額を増額する方向で検討してまいります。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 現状の中でしっかりとお話をさせていただいてありがとうございます。そして最後の言葉、積極的に、そしてまた増額願える状況のお話もいただきました。また、励みになる市民だと思ふ次第でございます。

そしてまた、そういうことをしていただくことによって、さらなる充実、郷土愛促進へ未来に向けて、新伝統・文化課新設等考えてみてはどうでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 文化財に関する事務は、現在、歴史民俗資料館で行っております。本市では、平成20年度に組織改革としてグループ制を導入しましたときに文化財グループとして設置いたしました。これは、職員みずからの役割を認識し、職員一人一人が迅速に行動できる能力を身につけることが求められたためであります。

また、平成23年度には社会教育課を生涯学習課として改名し、生涯にわたる幅広い学習分野に関することを担ってまいりました。このことから、現在は文化課の新設は考えておりませんが、今後、文化財指定や維持管理、伝承活動の拡大等により現在の体制で対応できない場合には、改革してまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） そうですね。新しい課をつくるということは本当に大変でございますし、しかしながら、いろんな部署をセッティングする中でも、本当に部長の言うとおりの専門的な方もしっかりとおられて、そしてまた職員の対応と、そしてまた市民の対応、そういうことをしていただける専門職という部署も今後考えていけないといけないかなあとありますが、そこで市長にもそのお話をするわけでございますが、そういう考え方はお持ちでしょう

か。また、よき取り計らいの取り組みをしていただけるでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 加藤議員にお答え申し上げます。

文化の伝承、保存というのは、私たち弥富の市民、住民にとって大変重要なことであろうというふうに思っております。古きを知って新しきを知るというようなこともございます。そうした形の中で弥富市の文化に触れていただくことにおいて、子供たちもそういったことに触れていただければ、またその伝統のよきことを学ぶことができるだろうというふうに思っております。

いろんな機会で、ある意味では小学生、あるいは中学生の生徒においても文化芸能大会であるとか、そういったことにもこれからは参加していただく、見学していただくということも市としては考えていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

また、各地域でそれぞれの保存会があるわけでございますけれども、本当にたくさんの練習日とかいうことも含めて、よくやっていたいっているわけでございますけれども、これは独自にこういった形で市のさまざまなイベントや事業に参加するということになれば、先ほど所管のほうで申し上げましたように、やはり補助金の増額ということについても考えていかなきゃならないというふうに思っております。これは、私が1つ、2つの団体に対してお話を聞いた段階においては、やはり3万円の経費ではなかなかできないというようなことも伺っておりますので、そういうこともこれから視野に入れていかなければならないというふうに思っております。

しかし、今の課の新設につきましては、十分今の体制でできるのではないかなあというふうに思っておりますので、総合的に議員各位も含めて市民の皆さんが文化財の保存ということに対して、さらに一層御尽力いただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 市長の言うとおりでと思いますね。僕もこの伝統文化、そしてまた子供を育む上で大事な部分でございます。それが自分のまちのふるさと、郷土愛がますます盛んになると。そしてまた、お祭り等があれば、自分のまちに帰ってくる。そしてまた、そのまちを見ると。そしてまた、参加をすると。そしてまた、多くの方が取り入れる状況をつくっていただける地域の輪、本当にこれがこれから行く先々、大事な部分だと感じます。

これがやっぱり私らが市として掲げておられます「みんなでつくるきらめく弥富 自然と都市が調和する元気交流」、その交流の中でも、これからは1つ、2つと新しい交流をしていかなければならないかなあと感じる次第でございます。それには一番は、こういう文化、伝統、芸術、そういうのは一番文化交流したり、そしてまた神楽の交流をしたり、先ほど言

うとおりに子供や学生との交流と。そしてまた、発表するそういう交流機会も非常に大事なのかなあと思う次第でございます。それが元気の源になり、それに向けてそれぞれが行うわけでございます。

これはまた、弥富市の憲章を見てもらおうと、本当に常にいろいろな大きな場では市民憲章を読むわけでございますが、その中で「力を合わせて文化の香り高い平和な郷土をつくりましょう」とあります。やはりその思いを考えてみて、私ら市民と皆さんと、そしてまたそれぞれが育む上で大事な健康で楽しく喜んでうれしく住む、幸せになるような形をつくっていく、このまちづくりが大事じゃなからうかと思う次第でございます。

どうぞ部長、またそういう心持ちをしていただいて、そしてまた市長ともどもそういう新たな方向性を導いていただきまして、切にお願いを申し上げて本日の質問、終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は2時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時07分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

○12番（堀岡敏喜君） こんにちは。それでは、最後ですので気持ちよく終わりたいなど。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

「高齢社会の災害対策を急げ！」と題し、主に配慮が必要な方々の対策について、以下数項目にわたり質問をさせていただきます。

近年、自然災害が頻発をする中、その被害も大きくなっています。その拡大の要因としては、地球規模の環境変化、都市化及び高齢化の進展が上げられております。日本は人口高齢化の一途にあり、今後、総人口は減少するものの高齢化率は上昇する傾向が続きます。2035年には、高齢化率は33.4%に達し、3人に1人が65歳以上という超高齢社会になると予想されており、高齢化社会における災害対策のあり方が喫緊の課題となっております。35年には私もこの中に、3人に1人のうちの1人になっているということですね。

これまでの自然災害におきましても、60代以上の犠牲者が大半を占めております。阪神・淡路大震災では建物倒壊による被災、東日本大震災では津波による被災、また海外でもアメリカ東海岸を襲ったハリケーン・サンディでは高潮による被災であり、被災原因は異なりますが、高齢者の被災割合は高く、高齢者避難の重要性が再確認をされております。加齢に伴う動作速度や体力の低下への配慮、高齢者のみによる共助体制など、高齢者の避難について

多くの問題が山積をしております。

さらに、降雨が短時間に集中するという環境変化がもたらす安全避難に必要な時間、リードタイムの減少についても考慮が必要です。高齢者を含めた減災対策として、住民と行政機関のそれぞれが持っている地域情報、水害経験、浸水シミュレーションの結果等、災害情報の共有化が必要であり、いつ、誰が、どこで、何をするかという個々のタイムラインの確立が不可欠であります。

いつの時代も自然災害においては、自助に基づいた早期避難こそ防災の要となります。そして、早期避難のためには、過去の災害の経験からだけで判断をするのではなく、過去とは比較にならない想定外となることも前提としなければなりません。

ここで考えなければならないのは、介護を必要とする高齢者の方々のことであります。介護を必要としない高齢者の避難よりも、ずっと避難のために時間がかかることは明白です。そうすると、早期退避の早期というのは、どれほどの早期であれば十分なのかという疑問が出てまいります。実質的には、要介護者の早期避難を実行するのは、現場の介護職に当たられている方々であります。では、現場の介護職の方々が早期避難の訓練を受けているかというと、かなり色むらがあります。介護事業者によっては、しっかりとした訓練ができているところもあれば、そのような余裕のない介護事業者も多いからであります。

また、台風のように、その発生から到達までにそれなりに避難の時間がある場合は、まだ何とかなるかもしれません。しかし、地震から津波のように、発生から避難までの時間が命取りになるような災害の場合は、かなり難しい問題が出てまいります。

気をつけなければならないのは、正常化への偏見、正常性のバイアスという心の働きであります。正常性バイアスとは、自分に都合の悪いことは無視をしたり、過小評価をするという傾向のことを言います。簡単に言えば、私たちは正しい根拠がなくても、自分だけは大丈夫、自分が生き残っていることが前提と考えてしまうことが多いのであります。この正常性バイアスは、新しいことにチャレンジをする場合には有効に働きます。石橋をたたいても壊してしまうような態度では、何もなし遂げることはできません。しかし、事自然災害における早期避難につきましては、危険な方向に働く可能性が高くなります。まずは災害に際して、テレビやラジオ、ネットなどできる限り正しく素早い情報を得ることが大事です、そうした情報を得た上で、正常性バイアスに注意をして危機レベルを判断し、少しでも不安があれば避難のための行動を起こすことが大切です。

これを徹底していくと、避難の空振りもふえると思います。しかし、空振りをしているということは、むしろ正しい避難ができている証拠でもあります。本当に危機的な状況になったときにも避難に成功するのは、こうした空振りを多く経験してきた人だと思えます。

そして、今回は、要配慮者、災害弱者対策に絞った弥富市の取り組みについて伺ってまい

りますが、本年も梅雨以降、集中豪雨や台風が頻繁に発生をいたしました。特に台風21号、22号による大雨で、市内各所で冠水をするなど、例年になく緊張の度合いも増しております。

まだ記憶に新しいのは、昨年8月、異例の進路をたどり、同月30日夜に東北の太平洋岸に直接上陸をした台風10号の影響で記録的な大雨となり、北海道や東北では、広い範囲で浸水被害が相次ぎ、深い傷跡を残しました。多くの市町村で避難指示や避難勧告が出され、少なくとも岩手県で11人の死者が確認され、特に認知症の高齢者を受け入れる岩手県岩泉町のグループホーム「楽ん楽ん」の入所者9人が死亡した悲惨な事故は、急激に状況の変わる大雨災害で、自力避難が困難な災害弱者の高齢者をどう守るかという重い課題を突きつけております。

岩泉町の施設では、火災時の備えはあっても水害時の避難計画がなく、避難訓練も行っていなかったといえます。このため、昨年、厚労省は全国調査の中で、災害時の指揮系統や関係機関との連携体制、避難場所などが計画に盛り込まれているか点検をするよう自治体に求めました。

高齢者施設には要配慮者が多いだけに、災害時の対応にはさまざまな問題があります。寝たきりの入所者を1人避難させるだけでも、全員避難には相当な時間と労苦が必要です。また、認知症の高齢者は知らない場所に行くとパニックになることがあるとして、避難の決断が難しいとの専門家の指摘もごさいます。だからこそ、ふだんの備えが重要です。施設職員だけで避難をさせるのが難しければ、自治体や地域住民との協力体制をあらかじめ築いておくことが欠かせません。避難訓練につきましても、全国の施設で確実に行わなければなりません。

本来、異常気象は30年に1回しか起こらない現象のことを言います。しかし、過去に例のない極端な気象が頻発をする中で、それは異常とは言い切れず、起こり得る災害との前提で対策を検討しておくべきではないでしょうか。例えば、避難のタイミングもその一つです。政府は、避難勧告などを早目に発令するよう自治体に通知をしています。最近では、天候の変化や河川の増水などが急激に起こり、甚大な被害を招いています。施設側には自治体の判断を待つだけでなく、独自に避難を決断する覚悟が求められております。

近年は、猛暑や豪雨、暴風といった極端気象と地球温暖化の関係を指摘する研究報告が相次いでおります。気温が上がり大気中の水蒸気量がふえるにつれて、極端気象は起きやすくなるとされるからであります。温暖化は今後も続くと見られています。極端気象を想定外にしてはなりません。また、同時に高齢化は私たちの身近で確実に進んでおります。高齢化の中での災害対策も待ったなしの課題です。

ことし6月から改正水防法と改正土砂災害防止法により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地をし、市町村の地域防災計画に定められている要配慮者利用施設に対し、避難計

画の策定と訓練の実施が義務づけられました。以上のことから、以下ばんぱんと伺ってまいります。

まず、高齢者の方々が利用される施設におきまして、その立地環境を踏まえた実効性のある避難計画などについて、市の現状と認識について伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 堀岡議員に御答弁申し上げます。

施設の立地環境を踏まえた実効性のある避難計画でございますが、平成29年6月の水防法等の一部を改正する法律のうち、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化についてですが、「洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化し、利用者の確実な避難確保を図ることとする」でございます。

このことについて、市といたしまして10月の6日に国土交通省と危機管理課、介護高齢課、福祉課、児童課、土木課において情報提供を受けまして、要配慮者の避難などの打ち合わせを行っております。一方、県においては、10月25日に開催された愛知県市町村防災担当課長会議におきまして、今後の対応について厚生労働省民生主観部局の助言をもとに、愛知県としても福祉部局、防災部局などと連携をした協議会を発足させ、今後、市町村に対してセミナーを行っていくということでした。

市といたしましては、まず国・県の動向を注視しつつ、情報を収集してまいりたいと考えております。議員の御指摘どおり、高齢者施設では要配慮者の早期避難を担う役割は、現場の介護職員が中心になると考えられますので、今回の法改正を契機に、各施設が実効性のある避難計画を策定するよう、義務化された避難確保計画の作成と避難訓練実施について支援してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） しっかり支援をしていただいて、またその中で施設側からいろんな課題が出てまいると思いますので、それに対してもまたどうすればその課題が解決されていくのか、そういった意味での相談、また地域との連携につなげていただければと思います。

先ほども申し上げましたとおり、避難、また退避にかかる時間は、その方々の状況に配慮をしなければなりません。行政からの発令のタイミング、避難準備情報、避難勧告、避難指示などその周知について、市の考え、また対応を伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

風水害に関しましては、内閣府の避難勧告などのガイドライン、市地域防災計画、各機関と連携した市のタイムラインがございますので、それに基づき、避難準備、高齢者等避難開

始、避難勧告、避難指示と順に発令してまいります。

その中で、避難準備情報が平成28年12月に災害対策基本法の一部改正により、避難準備・高齢者等避難開始となりました。要配慮者の方には、この発令から避難指示までの間をリードタイムと考えております。発令の周知の方法としましては、議員のおっしゃるように、情報のツールとして、同報防災行政無線、テレビ、ラジオ、ホームページ、ツイッター、安全防災メールなどさまざまな情報発信を行います。施設自体も自主的にみずからが1つの伝達情報に頼らず、多様な情報収集をしていただけますよう事前啓発などをしてまいります。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） これは発令を出される市長、かなり勇気が要ることなんですけれども、各施設はしっかり先ほど言った避難準備情報なんかには機敏に反応ができるように実効性のある避難計画、だからこそつくっておかなければならない、そのように思います。

次の質問に移ります。

岩手県岩泉町のグループホームの事例から全国調査を実施し、厚労省は福祉施設などの避難計画の策定、避難訓練等の実施を求めています。弥富市の現状について伺います。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

厚労省が求める福祉施設などの避難計画と避難訓練についてという御質問でございますけれども、今、堀岡議員がおっしゃいましたとおり、昨年8月台風10号に伴う災害の発生によりまして、岩手県岩泉町の高齢者グループホームで多数の利用者が亡くなったという、そうした被害状況を踏まえ、厚労省では平成29年1月31日付で、介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について、各自治体へ通知されたところでございます。

その中で、市が事業所指定を行います認知症対応型共同生活介護事業所、いわゆる認知症グループホームにつきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、第82条の2において、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないと規定されております。

現在、弥富市内にはグループホームが5施設ありまして、いずれも地震等の防災計画については策定済みでございますけれども、今回法改正に伴う水害時の避難計画については残念ながら未策定でございます。また、避難訓練につきましても、火災を想定した訓練については各施設とも年に2回実施されておりますが、地震、津波、風水害を想定した訓練は今のところ実施されておられませんので、今後、各施設への実地指導や運営協議会等の場で助言させ

ていただきたいと考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） これも先ほどの避難計画の策定と同じく、各グループホームさんのほうで避難しなきゃならない施設もあれば、平家なんかは絶対避難しないかんのですけど、そういう状況に応じて事業所内だけでできるものであればいいですけども、そうでない場合が多々にあると思うんですね。そういった課題が、また事業所から具体的に出てくれば、どうか行政のほうで各地域の方々との橋渡しをしていただいて、これもかたくやっちゃうと続かないので、レクリエーションみたいな感じで、地域の簡単なお祭りとかまではいきませんが、そういった形でやられると、まず施設側の方と地域の方とのコミュニケーションもとれるんじゃないかなあと思います。

施設におられる方が地域の方であれば別に問題はないですけども、名古屋市からとか他地域から来られている方ですとなかなか連携もとりにくいと思いますので、そういったコミュニケーションをとられると、まず実効性のある計画になるんじゃないかなあと思います。そういった取り組みの事例がございますので、次に御紹介をしたいと思います。

国のモデル事業により、避難計画をつくった岩手県久慈市のグループホーム「ひだまり」の取り組みを御紹介いたします。

ひだまりの管理者、村田美幸さんは、行政側と確認をしながらつくらないと、役立つ避難計画にはならないと痛感をしたと語られております。ひだまりは、平家建てで入所者が9人、中小河川の久慈川に隣接し、氾濫時には1.2メートル未満の浸水が想定されております。避難計画策定の先例事例を全国に発信する国のモデル施設に選定をされ、ことし8月に国や地元自治体、有識者らの協力を得て、新たな計画をつくったそうであります。

もともと豪雨時の避難計画はつくっていたそうです。しかし、昨年8月30日に台風10号による河川の氾濫に備え、計画に沿って避難した際は、想定とは違うことばかり起きて本当に困ったと言われております。当時、事前に発令されていた避難準備情報に気づかなかった上、野外にある防災無線は風雨で全く聞こえなかった。また、計画に避難行動の目安を定めていなかったことから判断がつかず、知人の知らせでようやく決断をされたそうです。計画で想定をしていた避難場所についても、地域住民からの情報をもとに変更をしたそうです。ようやく入所者と車で移動を始めたものの、各地で道路は通行どめとなっており、ふだんは使わない道路へ。そこも水没をしていたそうですが、突っ切って何とか難を逃れました。危機管理ができていなかったと村田さんは自戒をされます。

この経験から、村田さんが新たな計画づくりで重視したのが、1つ目に避難開始の判断基準と避難経路の決定、2つ目に日ごろからお世話になっている施設の運営推進会議の民生委員さんや町内会長に相談をするということでありました。行政担当者との検討では、避難路

は複数想定をする、浸水時は排水作業で通行どめになる道路があることなどを初めて知った  
そうであります。そして、担当者らとの意見交換を踏まえ、みずから災害情報を得ることや  
川の氾濫注意情報で避難準備を始めること、入所者の避難所への移手段などを決めました。

今では施設職員の危機管理も格段向上し、ことしの9月17、18日に接近した台風18号では、  
担当職員が頻繁に災害情報を確認、利用者には私服で寝てもらい、いつでも避難ができる体  
制を整えました。今後も避難訓練を重ねて実効性を高めていきたい。施設の状況に合った計  
画にするには、地域や行政との連携が特に重要だと村田さんは語られております。

この事例にあるとおり、計画・訓練が現実即した実効性のあるものにするため、高齢者  
施設と行政、地元住民との連携は大変重要であります。市の認識と対応を伺ってまいります。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 法改正に伴う水害時の避難訓練の実施に当たって  
は、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないと規定されておりますので、  
各施設の指導・助言等、支援をしております。また、避難準備情報等、各施設みずからの  
情報収集についても啓発をしております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） これが国のモデル事業、一つの事例として、成功した事例ではなく、  
いろんな課題を突き上げている事例だと思いますので、十分弥富でも考えられる、一般の方  
でも避難訓練をされるときに1つだけに決めておいて、ここの道が通られへんかったらどう  
するんやとなったときに、第2、第3の避難経路があるかということが問題になったりもし  
ております。

そういったことが、先ほども申し上げましたけれども、かたい訓練をするんじゃなくて、  
実効性のある、また継続できる訓練にしていただくことで実りある訓練にもなります  
し、地域とのコミュニティのコミュニケーションをとれるようになります。ぜひお願いした  
いなあとと思います。

次に、地域における要配慮者対策について考えていきたいと思っております。

弥富市では、昨年引き続き防災ワークショップを開催しており、今回は主に共助啓発や要配  
慮者対策について考える機会となっております。弥富市には、さまざまな状況でリスクを抱  
えながらもはね返し、日々暮らしを営んでおられる方々が大勢おられます。また、高齢社会  
の進展で要配慮者もますますふえていきます。それでも防災への取り組みを通し、みずから  
命の大切さを確認し、近隣を知り、地域を知ることで、この方は目が不自由だ、〇〇さんは  
耳が聞こえない、お隣の人は車椅子だった、向かいが外国人だったななど、向こう三軒両隣  
の状況も知ることができます。防災をきっかけに、さまざまな方々と相互理解、信頼を深め  
ていくことが可能です。その基本は、何度も申し上げますが、その人その人に合った自助の

啓発が基礎になります。

自治会における最先端組織は組であります。要配慮者対策を構築していくためには、さらに班または隣組くらいまでの細分化が必要です。しかし、それは組織が上から割るのでは意味がありません。また、たとえ市の保有する名簿で担当者を宛てがっても、その担当者が自助意識が希薄であれば、その役目は果たせません。障がいがあってもでき得る限りの自助努力で、近隣との信頼関係を相互的に持つことを意識すれば、班割りをしなくても自然発生的に班に近いつながりをつくるのが可能となります。

問題は、それが1回の講話や訓練ではできないことでもあります。一つ一つの訓練に意味を持たせ、何を目標とするのか。3カ年、また5カ年でしっかり具体的に計画を立て、市民とそれを共有していくことが大切です。具体的とは、要配慮者、要援護者は1人での行動が困難な方々ですから、どういう状況なのかまず知ることが大切です。意思の疎通はできるのか、何人の支援が必要なのかなどや、避難所や避難場所の指定、また移動にどのぐらい時間がかかるのか。何よりも日ごろから御本人と御家族、そして支援をする方とのコミュニケーションが大切です。防災のためという限定的なものではなく、防災をきっかけに向こう三軒両隣同士でのちょうどいい関係づくりをしていくことが、結果的に減災につながるのだと思います。

今回の防災ワークショップを初め、どういった計画、またプロセスを経て、地域の要援護者、要配慮者対策を進めていくのか伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 防災ワークショップでございますが、昨年度におきましては、津波避難計画を市民の皆様と策定をし、来年3月にはその成果としてハザードマップ、地区別避難計画を全戸配付いたします。そして配付するだけでなく、今後、それを利用した防災訓練や防災教育の推奨、啓発をまいります。

お尋ねの要配慮者対策でございますが、来年2月に行います第3回防災ワークショップの際に、今後の予定を発表いたします。基本構想としましては、まずは3カ年で計画と考えております。今年度は、地域のつながりと役割、要配慮者情報について「気づき」を重視しております。次年度におきましては、情報の活用として民生部局から情報収集しました名簿を配付し、その名簿をもとに、地域としてどんなことをすればよいのかをテーマに行う予定でございます。3年目といたしましては、地域で集めた情報とあわせ、災害によって状況が異なることから、「訓練」をテーマに行い、実際に行動ができるまでにしたいと考えております。

非常に重要で、市民の皆様とともに考え、共助の意識を高め、情報の共有をし、継続をしていくことが必要であると考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） ぜひ、そういう3年にわたっての計画があると。何を目標とするのかというところがすごく大切だと思います。もちろん先ほどの質問で防災組織の結成率を上げていくということは自治体として一つの目標としてあるわけですが、それを実効性あるものにするためには、毎度毎度申し上げていますが、やっぱり自助啓発というのが一番根本にあるんだと思うんです。

ワークショップも毎回一自治会の防災会の一員として参加をさせていただいておりますけれども、我々の地域でもワークショップをやるんですけれども、これもやっぱりベースがしっかりしていないとワークショップにならないのですわ。あと、今回は危機管理課の職員の皆様がファシリテーターを務めていただきました。この方々が指導しちゃだめなんですね、あくまでもファシリテーションですので、意見の集約をしてどういう結論を見出すかと、そういう方向性を示す人が必要だと。

市民ワークショップ、総合計画のワークショップも見学をさせていただきましたけれども、これはファシリテーションの役目はすごく重要でして、特に弥富市の場合、これから防災というものをもっとしっかり浸透させていくに当たっては、防災をやらないかなという気持ちにまずなってもらうことが一番大事だと思いますので、この3カ年の計画とともにしっかり自助啓発ができる講話なり、セミナーなり、出前講座の充実を今後もしっかり図っていただきたいと思います。

前回の9月議会のときに、防災会の補助金の使い道等について、来年度若干幅を広げるような御答弁がございましたけれども、これも本当に有用な使い方ができるような情報と支援、行政にはお願いをしたいと思います。この間の第2次総合計画のワークショップの発表会でも、愛知大学の学生さんが行政の立ち位置というのをすごく明確にされていました。やっぱりそのマッチングであるとか、つなぐ役目であるとか、これは議会としてもあると思うんですけれども、こういう場に徹していただいて、前にも言いましたけれどもトップダウンですとどうしても自主性が失われてしまうと。それに先ほど課長がおっしゃった「気づき」を市民が得られるような、そういった支援をしていただきたいと思います。何か御答弁ありますか。いいですか。

それでは続けて、要援護者、要配慮者の方々への支援も災害によってその行動は異なります。なるだけなら、御家族や日ごろ介護に当たられている方がおられれば、その方も理解ができる災害別の行動計画、タイムラインを個々に策定しておく必要がございます。また、タイムラインが効果を発揮するためには、自主避難のタイミング、避難準備情報の発信がおくれることのないよう、行政は配慮をしなければなりません。先ほどは施設に関してのものでしたけれども、これはあくまでも地域での取り組みであります。

台風などの風水害に備えて、関係機関が事前にとるべき対応を時系列で整理したタイムラインの導入が拡大をしております。この地域における要配慮者に対して、タイムラインの取り組み、市の取り組みについて伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

市としましては、各関係機関と連携したタイムラインを作成しており、それぞれのアクションを着実に実行していきたいと考えております。議員指摘の機関ごとや各地区のタイムラインの確立につきましては、まず市のタイムラインの示す発令された情報について、どのような行動をとらなければならないかなどの情報をホームページや出前講座において周知するとともに、共助で重要な役割を担う自主防災会や高齢者施設等について、適宜情報提供をしております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） これはすごく大事なところだと思うんですね。地震の場合でもそうですし、特に風水害、天候が読めるというか、これからひよっとしたらそういう風水害が起こるかもしれないというような危険が迫っているときに、各自その災害に応じたタイムライン、避難計画が最低1人のためにというか、本当にきょうは災害要配慮者についてですから言うんですけれども、なかなか1人では避難ができないわけですから、どなたかの支援が必要。日ごろ救助されている御家族の方か、また事業所の方なのか、またどこぞの施設にお邪魔されているのか、また地域で隣近所でやっていくのか。これをタイムライン、避難計画みたいな枠でやってしまうととてもかたくなってしまっただけで進まないんですけれども、本当にその人、その人に合った避難計画が自治会、また自主防災会が要配慮者対策を推進していく上で、クロスロードという訓練がありますね、シミュレーションがありますけど、このときこうする、このときこうするという二者選択の、どちらが正解というわけじゃないんですけれども、そういった訓練がその方々とやりながら計画をつくっていくということが大事なかなと思います。

なかなか自分では足腰が弱いんだと、また歩行に困難なんだと、意思の疎通ができる方というのはそれができるんですけど、本当に意思の疎通が難しい方々、また御自宅で寝たきりという方もいらっしゃいますし、そのときは元気なんだけどたまたま傷病で、インフルエンザで寝ているとか、足の骨を折っているとか、いろいろあると思うんですけど、そういった個々の状況に応じて、皆さんが意識して自分の避難計画というのをつくれるように、市から示すタイムラインと同時にその地域、地域で、また避難所、避難場所に移動する時間とか距離とかによってもそのタイムラインは個々に変わってきて当然ですからね。こういったことを御指導していただきたいなと思います。

続けて質問させていただきます。

要配慮者への対策は事前の取り組みが重要であります。また、そのためには相互的な情報の共有が必要ですが、個人情報であるため慎重に扱わなくてはなりません。自力避難が困難な人というのは高齢者だけではありません。ほかにも多くの要配慮者がおられます。また、全ての障がいのある方や自力避難困難な方が避難行動要支援者名簿への登録を希望するわけではないですし、その意思是尊重されなければなりません。

災害時要援護者の情報は個人情報に当たることから、内閣府のガイドラインで、関係機関共有方式、手上げ方式、同意方式のいずれかの方式で取り扱うことが示されております。また、内閣府は、災害時要援護者情報は個人情報に該当すると判断される場合があるので、その取り扱いについては個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、また各団体における個人情報保護条例や個人情報の保護にかかわる諮問機関での判断等との調整を行う必要があるとしておりますが、この情報の取り扱いについて弥富市個人情報保護条例に照らし、何ができて、何ができないのか伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

要配慮者情報と個人情報保護条例についてということでございます。

議員のおっしゃられるとおり、要配慮者情報については慎重にならなければなりません。危機管理課が保有しております避難行動要支援者名簿につきましては、福祉課、介護高齢課から災害時において支援が必要な方に手上げ方式による同意をいただいた方の名簿の共有を行っております。こちらにつきましては、災対法に定める個人情報の目的外利用は、あくまでも避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度において、内部での利用を認めるものであるということでございますので、こちらについては問題がないと考えております。

次に、この作成しました要配慮者名簿の関係機関への提供についてでございますが、弥富市個人情報保護条例の保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限の中の、本人の同意があるときに提供することができるとございますので、市地域防災計画の避難行動要支援者名簿の整備等にある関係機関への情報提供については問題がないと考えております。

やれていないことといたしますか、避難行動要支援者ではありますが、同意をされていない方の情報提供につきましては、市個人情報保護条例に抵触しますので、提供ができません。ほかには超高齢社会を迎える中、高齢者世帯の方々の情報提供など、民生児童委員さんだけでは対応ができないなど、課題は山積しております。やはり、議員のおっしゃるとおり自治会でのふだんからの信頼関係で共助を高めていただき、いざというきのために備えていただきたいと考えております。

現在、同意をいただいている要配慮者につきましては、一部の自治防災会へ名簿を提供し、取り扱いや利用方法についてモニタリングをお願いしており、今回の防災ワークショップにおいても各地域から要配慮者名簿の提供について要望があることから、早急に実施要項を定め、地域の皆様へ新年度の自主防災会全体会などの際に名簿の取り扱いなどの研修を行い、お渡ししたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 実は、この平成29年5月30日でしたか、去年法改正がされて試行されているのが29年、ことしの5月30日から改正個人情報保護法で、要は今までの個人情報保護法といいますと5,000以上の人を扱う、要は自治体であるとか割と大きな団体に対して制約があったわけですけど、または責任をかぶる義務があったわけですけど、これが5月30日以降は、その5,000人という枠がなくなりまして、自治会、町内会でも適用されると、そういった改正がされました。

これは東日本大震災等、またいろんな災害に対して総務省から要支援者の名簿が上がっているけれども、その扱いについて実際に発災時に行政がそれを預かっているけれども役に立たないと。いわゆる安否確認しかできないわけで、実際に必要なのは先ほども申し上げましたとおり、実際の避難等につなげていくものでないと、命の名簿ですから意味がないと。それを可能にする一つの法律として、個人情報保護法の改正があったと。

逆に、先ほども雑談でもお話をしていましたけれども、個人情報保護法と聞きますと、皆さん何でもかんでも個人情報だから、それはだめだ、これはだめだと言ってブレーキになってしまっていて、もちろん大事にしなければならないというのは当然なんですけど、一つのルールであって、例えば人が差別に遭うとか、載っている内容によって変に思われるとか、そういったことを防ぐための法律であって、命を守るための一つのルールですので、自治会、町内会ですとニュースだけば一と聞かれて重たく感じていらっしゃる方というのはたくさんおられますので、今後弥富市も防災の3カ年の計画の中で、自治会、また自主防災会の中で要配慮者対策を進めていかれるのであれば、この個人情報保護法の取り扱いというか、ルールというか、弥富市の要は取り決めみたいなものを、ぜひわかりやすく、ネガティブじゃなくてポジティブに使えるようなものを、ぜひつくっていただきたいんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 議員のおっしゃられるとおり、個人情報保護という言葉を聞くと市民の方はかちっとなってしまうので、私どものほうでできる限り手引き等を作成いたしまして、自治会長さん、区長会の中を通して配らせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） ぜひ、わかりやすい、ああそうだったのかと。

この間も、ちょっと余談ですけれどもPTAの役員をくじでことし1年やっておりまして、次期の役員を決めないかんというので、その対象になる方というのは実はいらっしゃるんですけど、連絡がつかないわけですよ。連絡がつかないので学校に電話番号を聞いてそこに電話をすると、何でうちの電話番号がわかったんだと、怒る方がいらっしゃるそうです。PTAに入らないかんのかという縛りというのを学校に問われたら、学校はないと、それはありませんと。じゃあ、その人はPTAに入らなくていいんだというものではないと思うんですね。ルールがないということは、それは入らなくていいということを肯定するものではなくて、規定がないということは逆に当たり前なんだと。9月には自治会の帰属意識のことについても質問させてもらいましたが、これも自治会に入らないかんとかといたら、そういう規定はありませんと行政は答えざるを得ないですよ。だけど、入るのが当たり前であって、地域の中で、今の民主主義のこの地方というのか、ふだんの暮らしに関しては入っていくのが当たり前であって、個人主義というんですか、そういった方のためにまたそういう条例なり法律をつくらなきゃならないとなったら、余計に窮屈な世の中にもなっていくんじゃないかなあと思うんです。

だから、この個人情報保護法が過度に意識をされてしまって、盾になってしまうということが一番よくないことですし、いろんな取り組みの中で地域コミュニティを築いていく上で、自治会に入らなくていいとか、PTAに入らなくていいとか、そういう考え方をするような、モラルというのをしっかり払拭をしていきたいなど。そういう取り組みもこの防災につながっていくんじゃないかなと、そのように思います。

最後、市長にお伺いしますが、初当選以来、本日で40回目の登壇をさせていただきます。防災をテーマにした質問は22回目です。しつこくて本当に申しわけないです。海拔ゼロ以下という環境リスクを殊さら取り上げ、危険をあおっているのではありません。自然災害の脅威にさらされているのは、日本中全国どこでも同じであります。災害被害に遭っても、御自分の命、大切な人の命を失わないためにはどうすればよいのか。弥富市という地理的環境を知り、家や職場で災害に対しての生活環境リスクを改善しつつ、自分で、一人でできないことは家族や近隣地域で補い合う、それを忘れないために定期的な機会を持つんですね。それが形骸化、セレモニー化しないために、また持続して行えるために楽しみながらやろうね。防災への取り組みを生活文化にまでしみ渡らせることで、発災時、結果減災となるにとどまらず、現代社会における人間関係の希薄化に歯どめをかけ、生きたコミュニティの形成、強化につなげることができる、このことは過去の災害からも教訓として学ぶべきことだと思います。

最後に、今回の要配慮者対策、今後の3年間の防災について市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員に御答弁申し上げます。

そうですか、22回目の防災に対する御質問でございます。さすが防災士の資格を取っていただいている堀岡議員ならではの質問であろうというふうに思っております。いろんな角度から御提案いただきまして、本当にありがとうございます。一回議事録をしっかりと精査していくと、弥富市の防災対策というようなものができるのではないかなあというふうに思っておりますので、議会事務局、ひとつ御検討もいただきたいというふうに思うわけでございます。

また、堀岡議員におかれましては、地元の自主防災組織の中においても大変な御活躍をいただいているということを私自身も知っておりますし、そのような形で地域に対しての御貢献をいただいているということでございます。

今回は、高齢社会の災害対策についての御質問でございますが、災害時に助けが必要な方の支援については、さまざまな御意見をいただきまして、このことにつきましては私どもと議員とは全く同じ考えでございます。そうしたことに対して、今、高齢者社会ということに対してのワークショップをやっていくと、民生委員の方が非常に多く御参加いただいて、このワークショップに参加していただいているということでございます。民生委員というのは、地域の福祉ということの中において、ひとり住まいの方、あるいはさまざまな形で障がいのある方も含めて身近に感じていただいているわけでございますので、これからもワークショップには民生委員の皆様にも御参加いただきたいというふうに思っております。

また、発災時における行政からの避難に関する発令タイミングは非常に重要なことでございまして、市のタイムラインだけではなく、さまざまな関係機関との連携による情報収集において、空振りをおそれず、やはり発令していかなければならないというふうに思っております。これは、今、風水害、台風等においても、私どもとしては台風が接近というような状況においては、非常に早く、いわゆる避難情報というようなことについて情報を提供させていただいております。毎回10名前後の方がそれぞれの地域における避難場所に避難をしていただくわけでございますけれども、本当に空振りをおそれずということが大変重要なことではないかなあというふうに思っておりますし、これからもしっかりと発令をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、今年度も昨年に引き続き、全7回の防災ワークショップを開催し、共助の推進とともに、その中核となる自主防災会、あるいは自治会、民生児童委員の皆さん、そして消防団、学校、保育所、さまざまな方との顔の見える関係づくりを進めてまいりました。こうした関

係づくりや地域リーダーの育成を行い、自主性があり実効性を持った活動ができるよう、これからもそれぞれのところに対して支援をしてまいりたいというふうに思っております。

よく言われるわけですがけれども、自助・共助・公助とそれぞれの役割の連携が災害対策になるということをよく言うわけですがけれども、私どもといたしましては、公助には限界があるから共助が必要ではなく、限りある公助の人的、物的資源を有効に活用するためには、共助と公助の連携が不可欠であると、そのために自助・共助を高めていく防災教育や啓発を行っていくということが大事だろうというふうに思っております。我々としては、公助ということに対してこれからも責任を持っていると運営状態においてやっていかなきゃならないということを御理解いただきながら、また共助・自助につきましても一つの御協力をお願いしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 市長が今おっしゃったとおりだと思います。

最後に、さまざまな災害がある中で、今、市長がおっしゃった公助には本当に限界があります。これはハードでどれだけ堤防をつくったって、自然災害というのは、過去にあったものはあくまでも統計であって、これから起こるものというのはどんなものかまずわからないんですね。最悪を想定して最善を尽くすというところで、発災時は自分の命は自分で守らざるを得ないんですね。過去のさまざまな災害を通じて、共助という部分で、今、ワークショップを通じて醸成をしていくわけですがけれども、実際の発災時って共助って近隣しかないんですね。自分が外におったら、その隣におる人しかない。まず自分の命を守って、その後御近所しかない。実際に防災会で学んだことが役立つのはそのときですよ。その後、例えばほかにも苦しんでいる方がいるんじゃないか、けがして家におるんじゃないか、避難所の運営がまた始まるんですけど、そのときに初めて自主防災組織の活動が役に立ってくる。発災時は本当に自分とその周りの人、御近所、向こう三軒両隣、これしかない、そのように思います。

要配慮者も、わざわざ遠いところから担当を宛てがったからって助けに行くことなんてまず不可能ですから、本当にその御近所で、組の中で、班ないし、そういったところが醸成できるようなきっかけづくり、気づきを今つくられると、醸成をしていくと課長がおっしゃったように、そこに焦点を置いて、またやっていく中で、いろいろまた課題とか、問題とか出てまいります。私らも地域にしっかり入って、同じように訓練を受けて、気づいたことをまた行政のほうにお伝えさせていただいて、本当に弥富市の100%は難しいかもしれませんが、100%を目指すことはできると思うんです。これは、そこが一番大事だと思いますので、災害被害者ゼロ、100%をしっかりと目指して、そういった取り組みとなるよう私どももしつ

かり支援をしてまいりますので、また意見を聞いてまいりますので、お願いしたいと思いま  
す。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 通告のありました一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会  
します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時08分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 大 原 功

同 議員 加 藤 克 之

